

「知的財産推進計画 2015」(案) 目次

はじめに

第 1 部 重点 3 本柱

- 第 1. 地方における知財活用の推進 5
- 第 2. 知財紛争処理システムの活性化 14
- 第 3. コンテンツ及び周辺産業との一体的な海外展開の推進 20

第 2 部 重要 8 施策

1. 世界最速・最高品質の審査体制の実現 29
2. 新たな職務発明制度の導入と営業秘密保護の強化 32
3. 国際標準化・認証への取組 35
4. 産学官連携機能の強化 37
5. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備 40
6. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化 44
7. 国際的な知的財産の保護及び協力の推進 50
8. 知財人財の戦略的な育成・活用 55

工程表

はじめに

経済のグローバル化が進展するとともに、経済成長の源泉である様々な知的な活動の重要性がますます高まる中、我が国の産業競争力強化と国民生活の向上のためには、我が国が高度な技術や豊かな文化を創造し、それをビジネスの創出や拡大に結び付けていくことがますます重要となっている。その基盤となるのが知的財産戦略（以下、知財戦略という）である。

知財戦略は、知的財産の創造、活用及び保護のそれぞれの局面が有機的に密接に関連したものであるが、とりわけ知的財産は活用されてこそ、その価値が初めて実現されるものであり、知財戦略は事業戦略と一体のものでなければならない。我が国は豊かな知的財産の蓄積が潜在力となっているものの、例えば、我が国の研究開発の成果である特許を見ても、事業化に結び付いていないものが多数ある。そうした知的財産を活用してビジネスの創出や拡大に結び付けていくことが重要であり、それがまた次なる知的財産の創造につながる。

特に、人口減少と地域経済の縮小という問題に直面している我が国にとって、地域経済を支える約 385 万の地域中小企業は産業競争力の源泉であり、その活性化が喫緊の課題である。一方、本年を地方創生元年と位置付け、各地域がそれぞれの特徴をいかした自律的で持続的な社会を創生する地方創生を政府一体となって後押ししている。地方創生の観点からも、地域中小企業がその持てる力を発揮するため、知的財産を創造し、活用していくサイクルを再構築していくことが必要である。

また、知的財産推進計画の初期の成果の一つである知的財産高等裁判所の設立から 10 年経ち、我が国の知財紛争処理システムは、産業界や実務家から一定の評価が得られているものの、利用状況や利便性において改善を求める声も強い。我が国において、知的財産に関する多種多様な紛争を迅速かつ的確に解決することは、知的財産を活用したイノベーション創出の基盤であり、知財システム全般において知財紛争処理システムの知財戦略上の重要性はますます高まっている。国際的なシステム間競争にさらされていることを十分考慮し、我が国の知財紛争処理システムの在り方を検証す

べき時期にある。

少子高齢化等を背景とするすう勢的な人口減少が免れない我が国の情勢を前提とすると、将来の我が国が一層飛躍できる活路を見出すためには、潜在的に国際競争力のある分野に注力することが産業競争力強化につながる。クールジャパンに代表される知的財産としてのマンガ、アニメ、ドラマ等のコンテンツは潜在的な成長分野として期待され、これらをビジネスに結び付けるコンテンツの海外展開は、知財戦略上重要である。しかしながら、我が国コンテンツは、アジア諸国においても、欧米や韓国のコンテンツの後じんを拝しており、コンテンツを産業面から捉え直し、非コンテンツ産業を含めた収益を生み出す構造を作り出すことが、我が国の国際競争力を高めるための大きな課題となっている。

特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、世界から注目が集まる我が国にとって、コンテンツの海外展開を始めとする知財戦略を一層推進し、我が国のソフトパワーを発信する絶好の機会である。

以上の観点から、知的財産戦略本部では、2013年に策定した「知的財産政策ビジョン」も踏まえつつ、「知的財産推進計画2015」の策定に向けて、昨年10月から同本部の下、検証・評価・企画委員会において議論を開始し、「地方における知財活用の促進」及び「知財紛争処理システムの活性化」について同委員会の下にタスクフォースを開催し、また、「コンテンツの海外展開」及び「アーカイブの利活用」について同委員会で集中討議を行うなど、検討を進めてきた。

また、本年4月14日には、安倍内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部会合を開催し、以下3つの政策課題に重点を置いた「知的財産推進計画2015」の検討の加速について総理から直接指示がなされた。

- ① 地域中小企業の知財戦略強化と地方における産学・産産連携の促進
- ② 知財の紛争処理システムの活性化
- ③ コンテンツと周辺産業の一体的な海外展開

同本部では、これらに加え、次の事項がその他の重要検討事項として明示された。

- ・アーカイブの利活用促進に向けた環境整備の加速

- ・特許審査体制の整備・強化
- ・戦略的な標準化への取組の強化
- ・知財システムの国際化への対応強化
- ・デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

これらを踏まえ、検証・評価・企画委員会、タスクフォースにおいて更なる検討を進め、議論の整理を経て、地方における知財活用促進タスクフォース及び知財紛争処理タスクフォースの報告書を取りまとめ、公表した。

なお、大学や研究機関と地域中小企業との知財面での連携を図ることを始めとして、知財戦略と科学技術・イノベーション戦略との連携を図る必要があることから、知的財産戦略本部の有識者本部員に総合科学技術・イノベーション会議議員が新たに加わるなど、両者の連携を強化してきた。

以上のような検討を経て、知的財産推進計画2015では、知的財産戦略本部会合において重点的に検討することとされた、「地方における知財活用の推進」、「知財紛争処理システムの活性化」及び「コンテンツ及び周辺産業の一体的な海外展開の推進」の重点3本柱を第1部とし、それ以外の重要8施策を第2部として、今後取り組むべき施策を盛り込んだ。

本計画の推進に当たっては、知的財産戦略本部の主導の下、上記施策を強力に押し進めるとともに、着実に検証・評価を実施することにより、成長戦略としての知財戦略の政策効果を最大限発揮していくこととする。

第1部 重点3本柱

第1. 地方における知財活用の推進

(1) 現状と課題

我が国経済を支えている約 385 万社の中小企業は、産業競争力の源泉であり、その活性化が地域産業・経済の浮揚につながることは論を待たない。中小企業が自らの知的財産（技術、ブランド等）を磨き、事業戦略を踏まえた知財戦略により権利化・標準化・秘匿化し、効果的にビジネスにおいて活用することが中小企業の事業と地域経済の発展に結び付くと考えられる。

しかし、中小企業のうち、特許・意匠・商標のいずれかを出願して、保有している技術や知などを権利化している企業は、全中小企業数の1%にも満たない約 3.3 万社（2013 年）にとどまっており¹、知的財産の権利化の先にあるビジネスにおける知財活用に至っている中小企業は、極めて限られた存在であることがうかがわれる。

中小企業に対する知財面での支援については、これまで知的財産のワンストップ支援窓口である「知財総合支援窓口」を中心に、資金・人財・情報の様々な側面からの充実が図られてきており、この1年でも、日本再興戦略改訂 2014 及び知的財産推進計画 2014 に基づき、専門家の窓口配置の拡充等による知財総合支援窓口の機能強化、営業秘密に関するワンストップ支援体制の整備、融資における知財活用の促進のための「知財ビジネス評価書」及び「知的資産経営報告書」の作成支援、海外における権利化支援及び模倣品・海賊版対策等の知財支援強化が図られてきた。

しかし、上述のとおり、中小企業が自らの知的財産を意識して活用するということがいまだ十分に行われておらず、さらに、権利化できるような知的財産（特に、技術）を自らは持っていない中小企業も多いのが現状である。

他方、ビジネスを発展させていく上で自らが保有する知的財産の活用のみでは限界に直面する中小企業、また、自らは活用できるような知的財産を保有していない中小企業にとって、大企業や大学と連携して、その知的財産を活用することで新たな事業を創出していくオープン・イノベーションに目を向けていくことも重要な選択肢になる。

大企業との連携（「産産連携」）については、大企業が保有する知的財産を中小企業に開放し、それを活用して中小企業の新たな事業の創出につなげていく「知

¹ 出典：特許庁 「中小企業・地域知財支援研究会 参考資料」
https://www.jpo.go.jp/shiryoutou/shin/kenkyukai/pdf/chusho_chizai_shien/betten.pdf

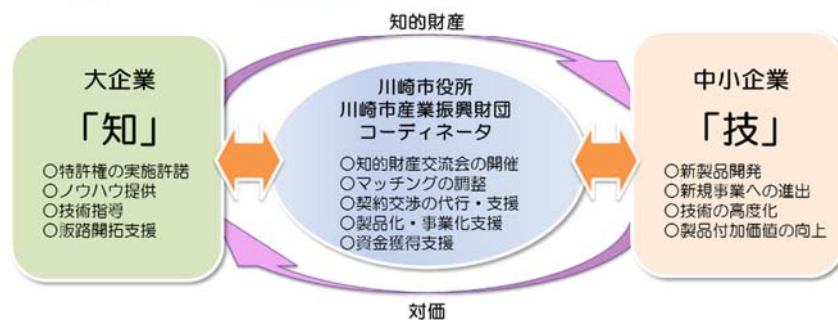
財ビジネスマッチング」の取組が、近年注目を集めている。この「知財ビジネスマッチング」に自治体として初めて本格的に取り組んだ川崎市の知的財産交流事業は、着実に成果を上げていることから、それに倣って知財ビジネスマッチングに取り組む自治体等が全国に広がりつつある。

しかし、現状では、知財ビジネスマッチングに取り組んでいる各自治体等において、十分な成果が上がっているとは言い難く、また、知財ビジネスマッチング参加へのインセンティブが見いだせないことから、積極的に関与する大企業も数が限られている。

【川崎市知的財産交流事業の概要】²

大企業の開放特許を活用した中小企業の自社製品開発支援

- 平成19年度にモデル事業としてスタート、20年度から重点事業として実施
- これまで参加している大企業（17社）
富士通、東芝、日立製作所、NEC、味の素、パナソニック、日産自動車、NHK、ミットヨ、出光興産、富士通セミコンダクター、NTT、日本ハム、キャノン、中国電力、イトーキ、シャープ
- これまでの成約実績は21件、うち14件が製品化（平成27年4月現在）



大学との連携（「産学連携」）については、大学の研究成果をビジネスに結び付けるべく企業への技術移転を行う役割を担う TLO（技術移転機関）の整備を始めとする取組が行われてきている。

しかし、承認 TLO の数は、主に地方の TLO の承認取消しがあったことにより、ピーク時（2008 年）の 48 機関から、現在は 36 機関に減少している。これは、TLO の主要な提携大学において、自ら技術移転活動を実施する大学が増えてきたことに加え、地方において、TLO による企業への技術移転が難しいことを示唆しているものと考えられる。こうした中で、地方においても、徳島大学の特許権実施等収入（契約ベース）をわずか1年で前年度の約 32.6 倍（1 億 1,486 万円）にまで増加させた㈱テクノネットワーク四国（四国 TLO）のような事例も存在する。その成果の要因は、地元金融機関を巻き込みつつ地域中小企業を積極的に訪問してその課題（ニーズ）を抽出するなどの活発なマーケティング活動にあり、このよ

² 地方における知財活用促進タスクフォース（第1回）配付資料 資料6「知的財産交流事業の取組紹介」（実績件数は平成27年4月時点に更新）

うな事例は産学連携の取組のモデルとなり得るものと考えられる。

【技術移転機関（承認 TLO）の状況】³



知的財産戦略本部では、検証・評価・企画委員会の下に「地方における知財活用促進タスクフォース」を開催し、中小企業の知財戦略強化、地域中小企業による大企業や大学の保有する知的財産の活用促進等の産産連携・産学連携について、集中的に議論を行った。その議論に基づき、課題及び今後の方向性を整理すると以下のとおりである⁴。

地方における知財活用による事業の担い手である中小企業等を2つのカテゴリーに分けて考えることが適当である。第一は、自らが保有する知的財産を意識して権利化等を行い、それを活用して自社製品を主体的に開発・生産して、海外展開も含めた挑戦的な活動を行っている「知財活用挑戦型」の中小企業である。第二は、権利化できるような知的財産（特に、技術）を有しておらず、知的財産に対する意識も薄く、生産する製品や販路・取引先も固定的で、多くは下請け的立場にある「知財活用途上型」の中小企業（そうした企業のうち支援対象となるべきなのは、現状を脱却して次の一步を踏み出したいという問題意識を持っている企業）である。

中小企業の知財戦略強化に関し、知財活用挑戦型の中小企業にとって、知的財

³ 地方における知財活用促進タスクフォース（第2回）配付資料 参考資料3「地方における知財活用促進に関する基礎資料」（知的財産戦略推進事務局調べ）

⁴ 参照：地方における知財活用促進タスクフォース報告書（H27.5.28）

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2015/dai13/siryou1.pdf

産とビジネスの両方の視点に立ったアドバイスをする機能（特に、人財面）が、特に地方では十分でないことに鑑み、知財活用による事業化支援プログラムの強化が必要である。また、自らの知的財産を戦略的に扱うための意識を喚起する知財啓発を強化することが必要であり、特に、特許権取得のみならず、標準化や営業秘密（ノウハウ）としての秘匿化の重要性も踏まえ、権利化・標準化・秘匿化についての支援を専門的に行う体制を強化していくことが重要である。

また、知財活用途上型の中小企業に対しては、あらゆる機会を捉えて知的財産に対する意識を喚起し、新たな事業展開への「気付き」を与えていく支援が必要である。また、これらの中小企業の支援関係者に対しても知財啓発を行うことが重要である。

産産連携及び産学連携に関しては、地域中小企業と大企業・大学等との連携を強化するための橋渡し・事業化支援機能の強化が必要である。橋渡し・事業化支援機能の中核は人財が担うところ、地域において、知的財産を活用しながら、大企業や大学のみならず、地域の中小企業支援機関、地域金融機関と連携し、マーケティング・マッチング・プロデュースを行う人財の育成・確保・ネットワーク化を図っていくことが重要である。また、その共通の基盤として、特許データベースの整備が求められる。

産産連携に関しては、大企業の知財活用と中小企業の知財活用の双方向があり、いずれにおいても大企業の積極的参加が必要となる。特に大企業の知財活用については、知財活用途上型の中小企業が次なる一步を踏み出すために必要な気付きと知恵を与えてくれる機会になることに鑑み、大企業が知的財産を開放して産産連携に積極的に参加するよう後押しをするなどの支援基盤の整備が求められる。

産学連携に関しては、大学の研究成果を事業化に結び付けるため、大学・TLOの知財活動改善等に向けた取組が必要である。

さらに、大企業・大学間の連携について、例えば、大企業の知的財産を活用してベンチャー企業が事業化する際に大学が連携するような取組も重要であり、そのような形の連携が広域的に展開されていくことも期待される。

また、地方では特に重要な産業である農林水産分野においても、近年のグローバル化や情報化の急激な進展に伴い、巧妙化する模倣品及び技術流出への迅速かつ的確な対応が求められている。さらに、本年6月に導入された地理的表示保護制度等を戦略的に活用してブランド価値を向上させ、国際的な産業競争力の強化と地域経済の活性化につなげていく必要がある。

こうした状況の変化を踏まえ、本年5月に策定された「農林水産省知的財産戦略2020」⁵では、技術流出対策とブランドマネジメントの推進等、農林水産分

⁵ 参照：農林水産省「農林水産省知的財産戦略2020」（H27.5.28公表）

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_senryaku/pdf/tizai_senryaku_2020.pdf

野における戦略的な知財マネジメントの構築を推進しており、今後とも農林水産分野を取り巻く環境の変化に対応し、機動的な知財戦略の実行とともに、その定期的な検証と見直しを行っていくことが重要である。

(2) 今後取り組むべき施策

上記の現状と課題を踏まえ、中小企業等の知財戦略を強化するとともに、地域中小企業による事業化を目指した大企業又は大学の知財活用等の知財連携を促進するため、「地方知財活用促進プログラム」として、関係府省において以下の取組を推進することとする。

①中小企業の知財戦略の強化

<<知財活用による事業化支援>>

(ビジネスにおける知財活用に関する相談機能の強化)

- ・ 中小企業からのビジネス相談に潜在する知的財産に関するニーズを発掘し、必要に応じて知財総合支援窓口で紹介するため、よろず支援拠点における相談体制を強化するとともに、よろず支援拠点に対する知財啓発を行うほか、よろず支援拠点と知財総合支援窓口との連携を強化する。(短期・中期) (経済産業省)
- ・ 地域の知財相談の拠点である知財総合支援窓口における相談機能を強化するため、知財総合支援窓口の実施主体を特許庁から(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)へ移行するとともに、他の支援機関等とも連携しつつ、広く地域の企業等に対し、専門家を活用し、事業戦略を踏まえた知財戦略の構築を支援するなどの更なる体制等の整備を行う。(短期・中期) (経済産業省)

(デザイン・ブランドを活用した事業化支援)

- ・ 地域の中小企業等にとって、より身近な知的財産であるデザイン・ブランドを地域の産業活性化や地域資源の活用につなげ、地域の中小企業等による商品・サービスの高付加価値化及び新市場の開拓を支援するために、デザイン・ブランドを活用し、付加価値の高い商品開発、自社ブランドの構築、新分野の開拓や地域ブランドの創出等、事業化に向けた支援を強化する。(短期・中期) (経済産業省)

(中小企業における知的資産経営の推進)

- ・ 中小企業知的財産を含む無形資産の「見える化」を促進するため、関連する会計制度等との関係にも留意しつつ、企業における知的資産経営報告書の自主的な作成を促すための取組を推進する。(短期・中期) (経済産業省)

(融資における知財活用の促進)

- ・知財意識を高め、融資における知財活用を促進するため、「知財ビジネス評価書」等の作成支援の強化やシンポジウムの開催などの包括的な取組を行う。(短期・中期) (経済産業省)

(中小企業の海外展開に向けた知財支援)

- ・中小企業の海外展開を支援するため、海外での産業財産権の取得から行使・活用が円滑に行えるよう、外国出願、海外侵害、紛争対策、日本発知財活用ビジネス化等の一気通貫の支援を強化する。(短期・中期) (経済産業省)

<<知財の権利化・標準化、紛争段階の支援>>

(減免制度の周知と料金制度の検討)

- ・中小・ベンチャー企業及び大学が権利を取得しやすくするため、特許料等に関する減免制度を引き続き周知するとともに、利用者負担に配慮した料金の在り方について引き続き検討する。(短期・中期) (経済産業省)

(巡回特許庁)

- ・地域の中小企業等の特許・意匠・商標に対する意識を高め、地域における知財活用を促進させるため、全国各地における特許等の面接審査、巡回審判等の充実を図るとともに、各地域において知財制度や知財支援策等の周知を強化する。(短期・中期) (経済産業省)

(中堅・中小企業等の標準化の支援体制の強化)

- ・中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を「新市場創造型標準化制度」等の活用により加速するため、自治体や産業支援機関や関係団体・認証機関等の幅広い関係者との連携の下で、案件発掘から標準策定や認証までのきめ細やかな支援体制を構築する。「新市場創造型標準化制度」等を活用した中堅・中小企業等の優れた技術の標準化を、2020年までに100件実現する。(短期・中期) (経済産業省)

(大企業との紛争に対する支援)

- ・中小企業の大企業等との関係での知財保護・紛争未然防止・訴訟対応等に関する相談に対応するため、よろず支援拠点全国本部による各拠点への支援機能が高めるため紛争・訴訟に実績のある専門家も含むサポートチームを設置するとともに、各都道府県に設置しているよろず支援拠点の体制を強化する。(短期・中期) (経済産業省)

(戦略的な知財活用を支援できる弁理士の育成)

- ・知的財産とビジネスの両方の視点に立って中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を支援できる弁理士の育成の強化を図るため、オープン・アンド・クローズ戦略等の標準化や営業秘密としての秘匿化も含めた知的財産の保護・活用について、弁理士向けの研修の一層の充実を促す。(短期)(経済産業省)

<<知財啓発の強化>>

(中小企業とその支援関係者に対する知財啓発)

- ・知的財産に対する意識の薄い中小企業経営者と、それらの中小企業を支援する中小企業支援関係者に対する知財啓発により知財の裾野を広げるため、中小企業経営者と中小企業支援関係者に対する知的財産の権利化・標準化・秘匿化を含む戦略に関する研修や説明会等の拡大を図る。(短期・中期)(経済産業省)
- ・中小企業自身や中小企業支援関係者のニーズに合わせた知財啓発を行うため、必要な教材・学習用資料を開発するとともに、中小企業と中小企業支援関係者によるそれらの効果的な活用を図る。(短期・中期)(経済産業省)

<<地域における知財活動支援の強化>>

(地域の知財支援体制の強化)

- ・地域における知財活用促進に向けた支援体制を強化するため、ブロック単位に設置されている地域知財戦略本部を活用し、地方自治体を中心とする地域の関係機関との連携及び地方自治体同士の広域連携に取り組む環境を整備する。(短期・中期)(内閣官房、経済産業省)

(先導的・意欲的な地域の知財活動の促進)

- ・地域における知財支援力の向上を図り他の地域にとってのモデルとするため、意欲的な地域の中小企業支援関係者による先導的な知財支援活動(例えば、広域の連携した中小企業や大学等の知財マッチング等)を支援するとともに、優れた先導的な取組事例やそのノウハウを他地域へ普及・展開する。(短期・中期)(経済産業省)

②地域中小企業と大企業・大学との知財連携の強化

<<橋渡し・事業化支援機能の整備>>

(橋渡し・事業化支援人財の目的ごとの配置)

- ・地域中小企業のニーズを掘り起こし、大企業等が保有する知的財産とマッチングさせた事業計画を提案し、中小企業による事業化を支援する橋渡し・事業化支援人財を地域の公的機関等に配置する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・地域中小企業のニーズを掘り起こして全国の大学等発の技術シーズとマッチングさせ、共同研究から商品開発等に係る事業化を目指す段階まで支援する目利き人財を地域に派遣する。(短期・中期)(文部科学省)

- ・地域ブロックごとに特定された戦略産業について、大企業のニーズと中小企業の持つ技術シーズとを公設試験研究機関等のネットワークを通じてマッチングし、事業化を支援する橋渡し・事業化支援人財を戦略分野ごとに配置する。
(短期・中期) (経済産業省)

(橋渡し・事業化支援人財の連携)

- ・目的ごとに配置された橋渡し・事業化支援人財を相互に連携させるため、それぞれの人が有する情報やマッチング実績等に関する情報の交流を行う場を創設する。(短期・中期) (経済産業省、文部科学省、内閣官房)

(概念実証に向けた支援策の整備)

- ・大学の研究成果を中小企業の事業化に結び付けるため、新たな研究アイデアの実現可能性を検証する概念実証 (POC: Proof of Concept) の実施について支援を強化する。(短期・中期) (文部科学省)

<<橋渡し・事業化支援基盤の整備>>

(大企業の取組の後押し)

- ・中小企業との知財ビジネスマッチングに積極的に取り組む大企業を後押しするため、知財功労賞等の表彰制度を活用するとともに、各地で行われている知財連携の好事例を共有する機会や手段を活用し、これらの取組を広く周知する。
(短期・中期) (経済産業省)
- ・知財ビジネスマッチングを始めとする中小企業と大企業との知財連携に関する取組の拡大に向けて、業界団体の協力の下、業界ごとの取組を促す。(短期・中期) (経済産業省)

(中小ものづくり革新のための知財活用基盤整備)

- ・地域の中小企業が、中核企業や大学・公設試等と連携した研究開発を行う場合に、中核企業と長期的なパートナー関係を築くため、技術流出を防止できる開発環境を構築する。(短期・中期) (経済産業省)

(産学連携機能評価を活用した産学連携活動の改善)

- ・大学・TLO等の産学連携活動の状況を継続的に把握し、活動の改善に効果的につなげるため、各大学・TLO等の産学連携活動の評価指標に係るデータの収集と分析を行い、その結果を各機関と共有し、個別の大学・TLO等に活動の改善を促す。また、大学・TLOが評価指標を活用してそれぞれの産学連携活動を自ら検証できるようにするための「産学連携活動マネジメントの手引き」を作成し、提供する。(短期・中期) (経済産業省、文部科学省)

(共同研究における特許出願と契約の在り方の検討)

- 大学と企業間での共同研究契約について、大学の知財活用を促進するとともに中小企業、大企業、大学等の個別の事情に配慮した柔軟な対応を可能にするという観点から、共同研究の特許出願の形態・活用状況や契約の実態を調査し、共同研究における特許出願と契約の在り方について検討し、その検討結果を踏まえて柔軟な契約締結を大学・企業に対して働き掛ける。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

(開放特許情報データベースの充実・活用)

- 企業、大学、研究機関等の開放特許をインターネット上で一括して検索できる開放特許情報データベースを充実させるよう、企業、大学、研究機関等に開放特許の拡大を要請するとともに、同データベースと橋渡し・事業化支援人財との連携を図る。(短期・中期)(経済産業省)

③農林水産分野における知財戦略の推進

(農林水産分野の知財戦略の着実かつ強力な実施)

- 農林水産分野の知財戦略を着実かつ強力に実施するため、戦略の実施状況について、外部有識者の参画を得て定期的に検証を行い、必要に応じて戦略及び施策の見直しを行う。(短期・中期)(農林水産省)

(農林水産分野でのブランド化の促進)

- 農林水産分野でのブランド化の促進のため、新たに導入された地理的表示保護制度の周知を徹底するとともに、地域のブランド戦略に応じた地域団体商標制度等との選択・組合せ等の活用方法の紹介により、両制度の活用を促進する。(短期・中期)(農林水産省、経済産業省)
- 海外市場においては、地理的表示マークを活用して、日本の真正な特産品であることを認識してもらうとともに、地理的表示保護制度を導入している国との間で適切な保護に向けた枠組み作りを進めることにより、日本の特産品の輸出促進に向けた環境整備を実施する。(短期・中期)(農林水産省)

(知財マネジメントの普及啓発)

- 農業関係者が知的財産を活用したビジネスモデルを構築し、それを支える戦略的な知財マネジメントを実行するため、知的財産の保護・活用についての啓発を行い、さらに熟練農家のデータ化されたノウハウの知的財産としての取扱いを定めたガイドラインを策定し、その普及啓発を図る。(短期・中期)(農林水産省)

第2. 知財紛争処理システムの活性化

(1) 現状と課題

知的財産に関する紛争を迅速かつ的確に解決することは、イノベーションの基盤となる知財制度に対する信頼性を高め、経済成長を後押しする上で重要である。経済・産業がグローバル化し、知財紛争処理システムも国際的な競争にさらされている中、我が国が目指すべき方向は、国内外のユーザーから選択される実効性の高い知財紛争処理システムの実現とその利用が国内外のビジネス・スタンダードとなることであり、その実現に向けて知財紛争処理システムを不断に見直していかなければならない。

これまで我が国の知的財産紛争処理システムは、知的財産高等裁判所の設立、裁判管轄の集中、累次の特許法改正等の見直しを重ねてきた結果、迅速性、予見可能性、経済性等の観点から、一定の評価がなされている。しかしながら、一方では、我が国の特許権侵害訴訟の件数は対 GDP 比で見ても欧米の主要国と比較して少なく、権利者側の勝訴率（終局判決ベース）も米国、ドイツに比べて低い⁶。さらに、証拠収集が十分に行えない、権利の安定性が十分でない、認められる損害賠償額が十分でない、権利者が中小企業の場合には大企業に比べて訴訟で勝てないといった指摘がなされている。加えて、そもそも日本の特許は権利行使を想定していないものも多く、これを国際的な特許紛争において通用する水準に高めるためには、訴訟で権利行使する経験と積極的に戦おうとする意識改革が必要であるとの指摘もなされている。

知的財産戦略本部では、検証・評価・企画委員会の下に「知財紛争処理タスクフォース」を開催し、現行の知財紛争処理システムの機能を検証し、その強化及び活用促進を図ることにより、知的財産の価値を高めるべく、特許権侵害訴訟に焦点を当て、集中的に議論を行った。その議論に基づき、課題と今後の方向性を整理すると以下のとおりである⁷。

特許権侵害訴訟において適正な審理がなされるためには、原告・被告の両者から十分な証拠が提出される必要がある。しかし、特許権侵害訴訟では多くの場合、その証拠が原告側ではなく被告側に偏在しているため、権利者による侵害の立証が困難であるのが実態である。証拠収集が困難な場合として、①訴訟の冒頭段階である争点整理手続が十分に機能していないこと、②被疑侵害者による侵害の事実を立証するための有力な手段である文書提出命令が十分に機能していないこ

⁶ 特許権侵害訴訟では、訴訟上又は訴訟外の和解で終了する事件も相当の割合で存在するため、判決上の原告勝訴率は、訴訟全体における権利実現の割合を示すものでないことには留意が必要である。

⁷ 参照：「知財紛争処理タスクフォース報告書」（H27.5.28）

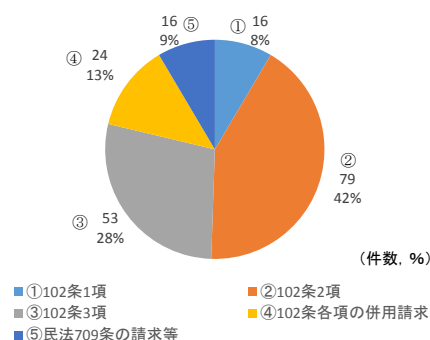
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2015/dai13/siryou2.pdf

と、③訴訟証拠収集の前提となる秘密保持命令制度が十分に機能していないことの3点が挙げられ、それらに対して、証拠収集手続の機能強化の方策を検討する必要がある。

権利付与から紛争処理プロセスを通じて権利の安定性は重要である。2004年の特許法改正によって、侵害訴訟において特許権が無効とされるべきものと認められるときは権利の行使をすることができないとする特許法第104条の3（無効の抗弁）が導入された。現状において、無効の抗弁を廃止することには異論が多いものの、同条導入の背景となっていた無効審判の審理遅延が現在は著しく改善され、また、本年から付与後異議申立制度が導入されたことを踏まえ、権利者と被疑侵害者とのバランスを見直す必要があること、特許権の要件である進歩性については、第一次的には特許庁が産業政策上の判断としてその程度を微調整しながら適切に行うのが相当であると考えられること等から、同条の在り方は再検討することが必要である。

損害賠償額については、累次の特許法改正を経て適正化されたとの評価がある一方で、日本の裁判所により認められる損害賠償額がビジネスの実態ニーズを反映した額よりも低い額にとどまっているという声は多い。損害の額の推定等の規定（特許法第102条）について、立証の容易化を目指して導入された第1項があまり活用されていない、損害賠償額の算定に用いられる「寄与率」概念によって賠償額が低額にされているが、その適用に当たっての考え方及び算定方法が明確でないなどの問題があり、さらには、民法の不法行為の枠内での「実損」賠償の考え方についても、研究開発投資の結果として生み出される特許権の侵害からの救済を図るという観点からの見直しの余地も指摘されている。今後、特許の価値を高めるべく、現状の損害賠償額の水準を引き上げる方策を検討する必要がある。

【損害賠償請求の根拠規定】⁸



差止請求権については、損害賠償請求権とともに特許権侵害に対する救済手段として重要な意義を有するものであり、基本的にはその制限を行うべきではない

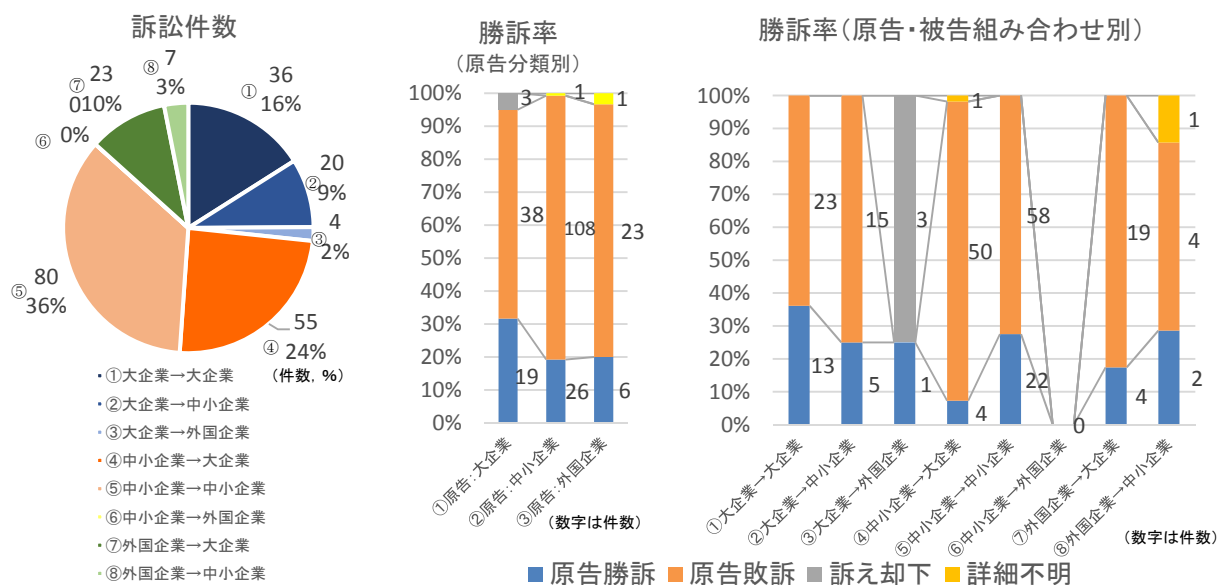
⁸ 知財事務局調べ（知財紛争処理タスクフォース配付資料）。2009～2013年になされた地裁判決を分析・集計したもの。

と考えられる。他方で、標準必須特許については、差止請求権を背景に、想定される金額を超えるライセンス料を請求されるおそれがあること、米国において、PAE（Patent Assertion Entity：特許主張主体）が差止請求権を背景に高額なライセンス料を請求するという問題が我が国でも将来的には生ずるおそれがあること等も念頭に置いて、その在り方について検討する必要がある。

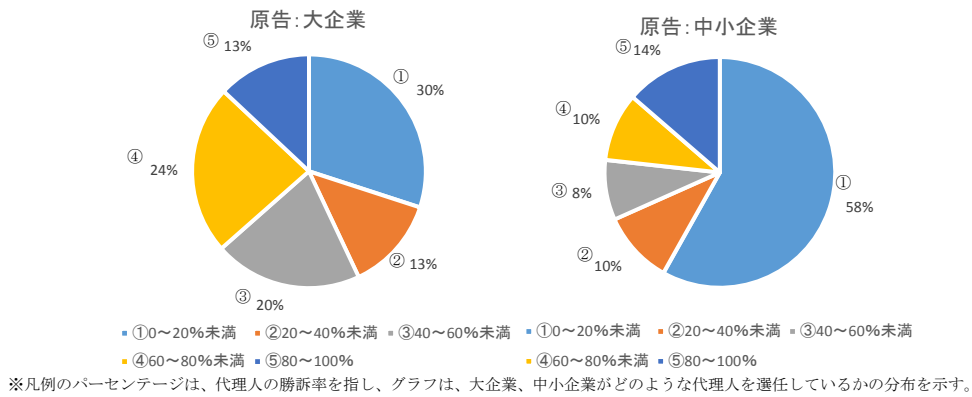
以上のような知財紛争処理システムの機能強化と併せて、その活用促進に関し、特に中小企業及び地方での司法アクセスの観点からの対応が必要である。

特許権侵害訴訟件数の約6割は中小企業が提起しているが、終局にまで至った判決でみると、中小企業の原告勝訴率は2割以下にとどまっており、対大企業の勝訴率では1割にも満たない状況である。この背景として、中小企業は、知財訴訟で十分な実績を有する弁護士・弁理士への依頼が必ずしもなされていないこと、中小企業と法律事務所等との連携が不足していること、権利行使を見越した戦略的な権利取得が不十分であること等の問題があると考えられる。こうした観点から、中小企業の権利行使と訴訟遂行に対する支援が求められる。

【訴訟件数と勝訴率】⁸

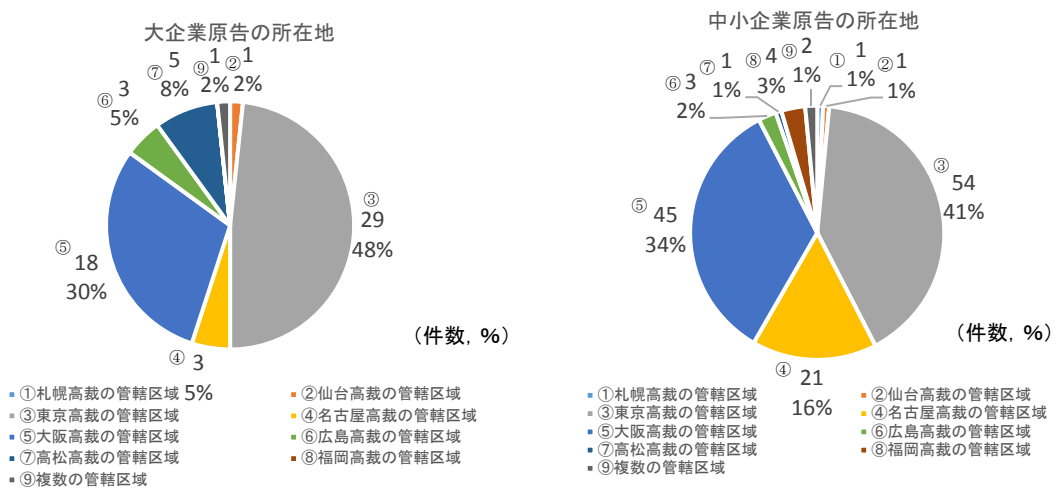


【企業類型と訴訟代理人弁護士との勝訴率との相関】⁸



地方の観点からすると、特許権等に関する訴訟について、2003年の民事訴訟法の改正により、第1審の管轄を東京地裁及び大阪地裁に、控訴審の管轄を東京高裁（のちの知財高裁）に、それぞれ専属させたことにより、これらの裁判所における専門性は強化され、また、審理期間も専属管轄化前と比較して短縮している。しかしながら、東京又は大阪以外の地方にも訴訟当事者は存在し、特に中小企業の経済的負担や知財紛争処理に詳しい弁護士・弁理士の育成等の問題があることは否めない。

【原告所在地】⁸



その状況を改善するためには、現在の管轄集中を見直すと裁判所の専門性が低下するおそれもあるため、まずは、テレビ会議システム等情報通信技術（ICT）を活用した遠隔地からの司法アクセスの改善を図ることが適当である。現在、裁判所に導入されているテレビ会議システムがあまり活用されていない状況にあり、その活用の周知徹底や利便性の向上が望まれる。また、地方における知財専門家へのアクセスを改善するための取組の強化が必要である。

さらに、我が国の知財紛争処理システムが内外のユーザーに十分理解されて紛争解決の場として選ばれるためには、知財紛争処理に関する情報をより一層公開し、海外へ発信することが求められる。

現在、ほぼ全件の知財訴訟判決及び一部の統計情報が公開されており、また、知財重要判決及び知財関係法令の英訳と公開、海外の知財人財との交流も行われているが、今後、公開すべき情報の範囲と方法については慎重に検討しつつ、知財関係法令や紛争処理システム全体の情報について国内外への発信を拡充する必要がある。

(2) 今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、我が国の知財紛争処理システムの一層の機能強化、活用促進、及び情報公開・海外発信に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

<<知財紛争処理システムの機能強化>>

(知財紛争処理システムの機能強化に向けた検討)

- ・我が国の知財紛争処理システムの一層の機能強化に向けて、権利者と被疑侵害者とのバランスに留意しつつ、以下の点について総合的に検討し、必要に応じて適切な措置を講ずる。
 - 証拠収集手続について、侵害行為の立証に必要な証拠収集が難しい状況にあることに鑑み、証拠収集がより適切に行われるための方策について検討する。
 - 損害賠償額について、グローバル市場の動向を視野に入れつつ、ビジネスの実態を反映した損害賠償額の実現に向けた方策について検討する。
 - 権利の安定性について、我が国産業のイノベーション創出に向け、権利の付与から紛争処理プロセスを通じた権利の安定性を向上させる方策について検討する。
 - 差止請求権の在り方について、標準必須特許の場合、PAEによる権利行使の場合について、特許権の価値に与える影響も考慮し、検討する。

(短期・中期) (内閣官房、経済産業省、法務省)

<<知財紛争処理システムの活用促進>>

(相談体制の強化)

- ・中小企業の大企業等との関係での知財保護・紛争未然防止・訴訟対応等に関する相談に対応するため、よろず支援拠点全国本部による各拠点への支援機能を高めるため紛争・訴訟に実績のある専門家も含むサポートチームを設置するとともに、各都道府県に設置しているよろず支援拠点の体制を強化する。(短期・

中期) (経済産業省) 【再掲】

(訴訟遂行に関する負担への対応)

- ・ 訴訟遂行のための負担が中小企業による紛争処理システムの利用を阻害しないよう、中小企業への必要な措置について検討する。(短期・中期) (内閣官房、経済産業省、法務省)

(テレビ会議システム等の活用)

- ・ 地方における実質的な知財司法アクセスを確保するため、裁判所のテレビ会議システムの周知や利便性の向上等が図られることを強く期待する。

(地方における知財専門家へのアクセス支援)

- ・ 地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制整備について検討する。(短期・中期) (法務省、経済産業省)

<<知財紛争処理に関する情報公開・海外発信>>

(知財関係法令及び他国における紛争処理の状況の海外発信)

- ・ 経済のグローバル化に対応したビジネス環境の整備、我が国企業が海外に進出する際の進出先への情報提供等のため、我が国の知財関係法令の迅速かつ高品質な英訳を作成し海外発信する。(短期・中期) (法務省)
- ・ 知財紛争がグローバル化していることを踏まえ、裁判所・特許庁における解決、裁判外紛争解決、当事者間の和解等の知財紛争処理システム全体について、他国における制度・実態等の調査を行い、広く発信する。(短期) (法務省)

(情報公開・海外発信の拡充)

- ・ 主要な知財関係裁判例など我が国の知財紛争処理に関する海外への情報発信の一層の充実を引き続き期待する。
- ・ 知財紛争処理に関する情報のうち、例えば、経過、和解の事実等も含めた最終結果、知財訴訟に関するより詳細な統計情報等の訴訟に関連する情報について、当事者への配慮やユーザーニーズ等を考慮した上で、有意義な情報の国内外への情報発信の一層の強化を強く期待する。

第3. コンテンツ及び周辺産業との一体的な海外展開の推進

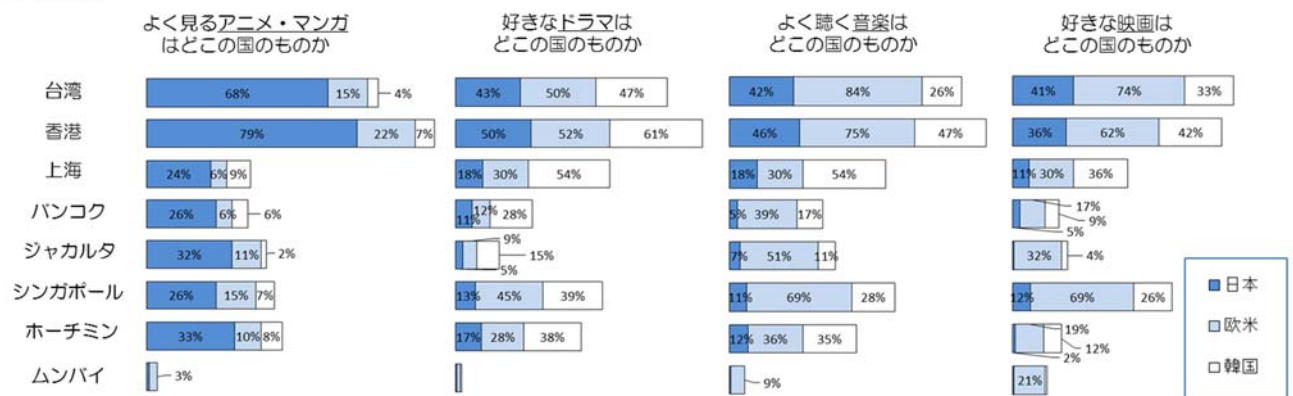
(1) 現状と課題

アニメ・マンガ、映画、音楽、ゲーム、放送番組等のコンテンツの海外展開は、コンテンツ産業の海外売上を増大させるだけでなく、日本コンテンツのファンを拡大することで、コンテンツのイメージを活用した異業種の海外展開への寄与や日本イメージの向上を通じた訪日観光客の増加等、コンテンツ産業にとどまらない経済的・文化的な波及効果が期待される。

しかしながら、現状では海外市場において日本コンテンツが十分に定着しているとは言い難い。文化的・経済的に関係が深く、我が国コンテンツ産業が比較的進出しやすいASEAN等東アジア諸国においても、アニメ・マンガ等の一部分野を除き、欧米や韓国のコンテンツの後じんを拝している状況である。また、ゲーム産業についても、海外売上規模は他のコンテンツ分野と比べて大きいものの、世界全体のゲーム産業市場が数兆円と言われる中、米国等との競争も激しくなっており、必ずしも安泰とは言えない。

【海外主要都市における日本コンテンツの視聴実態⁹】

【2014年調査】

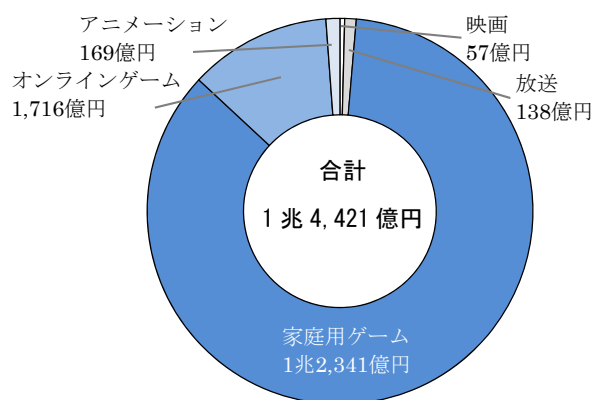
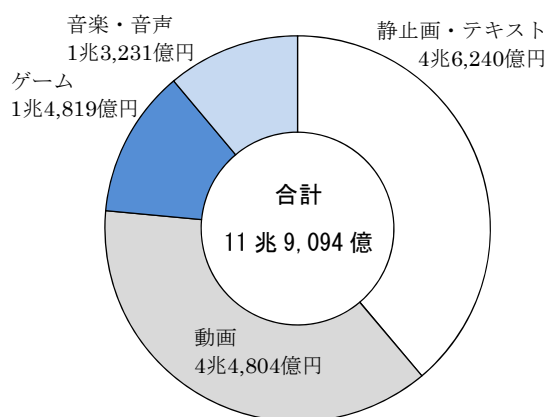


海外主要都市におけるコンテンツの視聴実態については、2010年、2012年調査においても、上記と比較可能な形で調査・公表されている。

翻って、我が国の国内コンテンツ市場は近年横ばいにあるものの、依然として約12兆円に上る巨大な市場である。この巨大な市場に対して、膨大なコンテンツを制作し提供している我が国コンテンツ産業の潜在力と比較して、現在の海外収入額や輸出額はいかにも小さく、十分な成長の余地があると考えられる。

⁹ 引用：博報堂 Global HABIT 調査（2015年2月（サンプル調査：15～54歳の男女が回答））（複数回答）。

【コンテンツ産業の国内市場規模(2013年)¹⁰】 【海外売上の状況(2013年)¹¹】



インターネット配信権等のライセンス由来の海外収入を含む。映画は2010年平均為替レートで円換算。なお、マンガ・書籍・雑誌等の静止画分野、音楽分野については、海外売上にに関する業界統計データ等は存在しない。

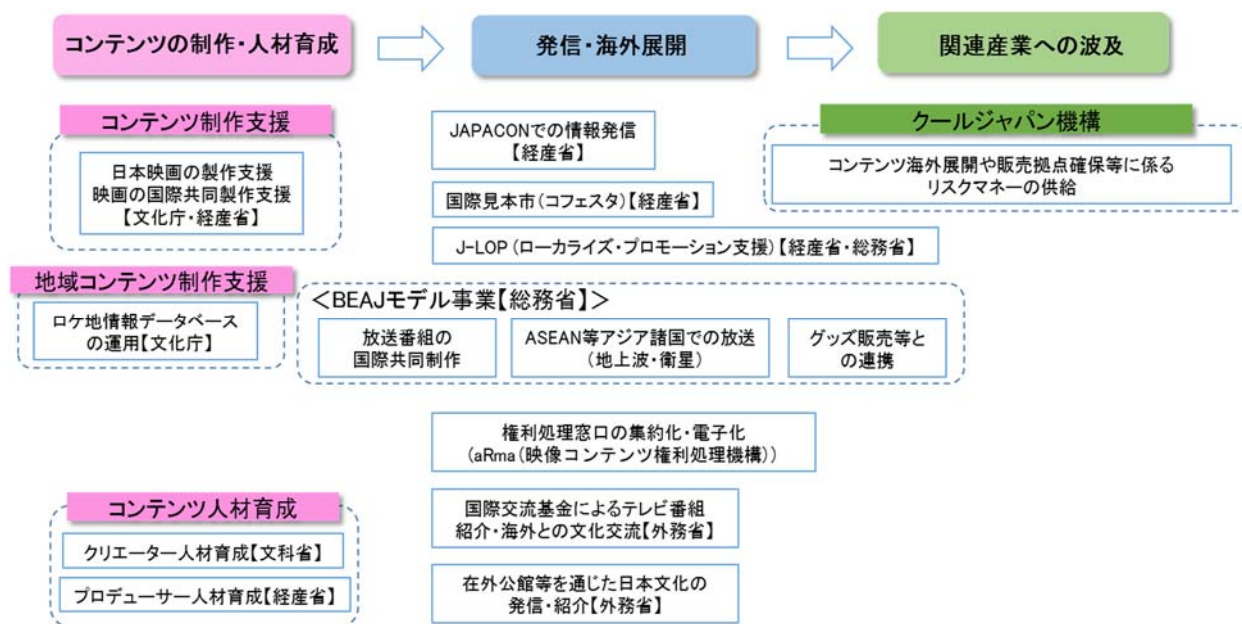
こうした中、政府としてもコンテンツの海外展開促進に向けた取組を実施し一定の効果を上げてきた。例えば、放送番組等を海外展開する際に実演家の権利処理を円滑に進める観点から、2009年に設立された映像コンテンツ権利処理機構（aRma）での実証実験の下、権利処理業務の効率化と二次利用の大幅な増加を実現し、本年4月1日から民間での実運用に移行した。また、アニメ、映画や放送番組等映像コンテンツの海外販売において欠かせない字幕・吹き替え等のローカライズや国際見本市への出展等のプロモーション支援として、2012年度補正予算で措置されたJ-LOP事業において、約2年間で約3,800件の案件を支援し、コンテンツを活用したビジネスモデルの革新を牽引してきた。

さらに、2013年には、日本の放送番組の海外展開促進を目的として、官民連携の横断的組織として放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）が設立された。BEAJが窓口となって、昨年11月から本年3月にかけて、アジア6か国における地上波テレビジョン放送枠の確保と、現地のニーズを踏まえた日本の放送番組の提供や共同製作が総務省のモデル事業として実施された。

¹⁰ 出典：「デジタルコンテンツ白書 2014」を基に作成

¹¹ 出典：映画、ゲーム、アニメーションについては「デジタルコンテンツ白書 2014」、放送については総務省「放送コンテンツの海外展開に関する現状分析」を基に作成。

【コンテンツ海外展開に向けた政府の支援制度】



【J-LOP事業の成果】

支援対象の広がり	<ul style="list-style-type: none"> ● 2015年3月末時点で採択件数は約3,800件。 ● 説明会は全国で120回、個別相談は365回実施。
国・地域、言語の広がり	<ul style="list-style-type: none"> ● ローカライズは29言語 118ヶ国、プロモーションは41か国、計120か国において実施。
事業拡大への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ● 新興国におけるジャパンチャンネルの開設や、新たなオールジャパンイベントの立ち上げなど、ウインドウの拡大に寄与している。 ● 東京以外で32道府県の地方事業者の海外展開を後押し。 ● 電機・食品・自動車・観光・流通等、大手・中小問わず様々な非コンテンツ企業に対し、海外プロモーションを幅広く支援。

知的財産戦略本部では、コンテンツ（特に映像（放送））の海外への一層の浸透を図り、それを核として周辺産業との連携による一体的な海外展開及び訪日観光客の誘致に繋げるため、本年1月より開催されている「クールジャパン戦略推進会議」と連動しながら、コンテンツを核としたクールジャパン戦略の深化を目指し、検証・評価・企画委員会において計二回の集中討議を実施した。その議論に基づき、課題と今後の方向性について整理すると以下のとおりである。

映像コンテンツ単独での海外販売による収益確保にとどまらず、コンテンツに関連した玩具や商品、音楽の販売につなげ、さらに、コンテンツにより形成されたイメージを活用し関連産業も含めた全体的な収益を上げられる構造を作り出していくためには、①海外市場で受け入れられるコンテンツの制作・確保、②海外市場への継続的な展開による日本コンテンツの浸透、③コンテンツ間や関連産

業・地域との連携による相乗効果の確保、を一体的に進めることが重要である。

各段階における課題を詳細に見ていくと、以下のとおりである。

① 海外市場で受け入れられるコンテンツの制作・確保

現地ニーズを熟知している現地テレビ局等との共同制作の機会を増やすほか、作品の制作段階から国内だけでなく海外のニーズも見極めること、既存のコンテンツを速やかに海外展開できるよう迅速な現地化と権利処理が重要である。

② 海外市場への継続的な展開による日本コンテンツの浸透

現地で日常的に視聴される状況となることが重要であるが、現状では物価差もありコンテンツの販売だけで十分な収益をあげにくく、継続的な展開と露出が十分に行われているとは言えない。こうした状況においては、官民の連携の下、現地での宣伝活動にノウハウを有する海外パートナーとの協力関係を確保しつつ、現地における放送枠の確保やイベント等宣伝活動が継続的に行われることが重要である。

③ コンテンツ間や関連産業・地域との連携による相乗効果の確保

過去2年間にわたるJ-LOP事業による支援等を通じて、海外市場での日本コンテンツの宣伝事業はより活発に実施されるようになったものの、現状では、いずれも単発に終わることが多い。現地での認知度を一層向上させるためには、合同でイベントを実施するなど、より注目度を高めるための工夫が必要である。さらに、コンテンツ産業同士の連携にとどまらず、海外市場に進出している日本法人等の関連産業や地域とも連携してそれぞれに相乗効果を発揮させ、裾野を拡大させていくことが求められる。

なお、こうした課題に対応していく際には、文化の双方向性に配慮することが必要である。日本コンテンツの海外展開を契機として海外のコンテンツも受け入れるなど、相互にメリットのある関係を築くことは、継続性の確保にも寄与するものと考えられる。また、そもそも多様な文化を受け入れ尊重することは、文化に対する日本の伝統的な姿勢であり、双方向性に配慮すること自体が、日本という国柄を発信することにもつながるものである。

そのためにも、日本コンテンツと海外市場の文化との両方に造詣の深い人財の果たす役割が一層重要である。本年3月に、クールジャパン機構は、コンテンツ人財の育成プラットフォームとして、日本コンテンツに深い理解を持ったクリエイターやプロデューサーを育成する専門学校を世界12か国・地域で展開する事業への支援の決定を公表した。このような事業を通じ、アニメ等日本独自のコンテ

ンツと各国の文化を融合した新しいコンテンツの創出の試みが期待される。また、日本で学ぶ留学生や現地の日本コンテンツファン等は、日本と海外の言語や文化のギャップを橋渡しできる国際人財であり、このような人財が日本のコンテンツ産業の海外展開に参画しやすくなるような仕組み作りも求められる。

さらに、日本コンテンツの海外展開において政府の果たすべき役割について、施策の充実を評価する声が多くある一方で、施策の継続性の確保や施策に関する情報共有の不足、達成目標とそれを評価する指標が不明確といった課題もあり、こうした課題についても、できるところから迅速に対応を進めていくことが必要である。

(2) 今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、コンテンツ海外展開の一層の促進に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

<<海外市場で受け入れられるコンテンツの制作・確保>>

(現地ニーズに即したコンテンツの制作)

- ・ 現地の文化やニーズに合わせるなど、海外市場で受け入れやすい内容の放送コンテンツを制作するため、一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構 (BEAJ) 等とも連携しながら、現地でのニーズや視聴形態の動向等を踏まえた海外メディアとの国際共同製作の支援や日本の放送局・番組制作会社等と海外メディアとのマッチング機会の提供を実施する。(短期・中期) (総務省)

(既存コンテンツの現地化支援)

- ・ 放送番組、映画、音楽、アニメ、ゲーム等の日本コンテンツの海外展開、コンテンツ産業とその他の産業とを連携させた海外展開をそれぞれ促進するため、字幕付与や吹き替え、現地文化を踏まえた修正等のローカライズに対する支援を継続的に実施する。(短期・中期) (経済産業省)
- ・ クールジャパン機構が出資する映像ローカライゼーション事業等を通じて、ローカライズ、映像編集、販路開拓機能を一括して提供する基盤を整備し、世界各国での日本コンテンツの放送・配信を促進する。(短期・中期) (経済産業省)

(国際映画共同製作の促進)

- ・ 映画による国際文化交流の推進及び海外における上映機会の確保等を図るため、映画の国際共同製作に対し引き続き製作費の支援を行うとともに、国際共同製作協定の締結を含め、海外ニーズを踏まえ、より国際共同製作を行いやすくするための仕組みについて検討を行う。(短期・中期) (文部科学省、経済産業省、

外務省)

(権利処理の一層の迅速化、効率化)

- ・放送番組に係る権利処理の一層の円滑化のため、これまでの実証実験の成果を踏まえ、実演家に係る権利処理については、更なる迅速化、効率化に資するよう、制作段階から海外展開までを含めた権利処理を推進するとともに、手続の簡素化、関連作業の効率化等を通じて、全体の権利処理期間の短縮化について検討し、その実現のためのシステム改善を支援する。また、レコード原盤権に係る権利処理については、これまでの枠組みを基礎に権利処理の一層の円滑化について検討する。(短期・中期) (総務省、文部科学省)

(制度的課題の検討)

- ・コンテンツ産業を中長期的に発展させていくため、資金調達方法等に係る課題やその他の課題について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期) (経済産業省、金融庁、関係府省)

＜＜海外市場への継続的な展開＞＞

(海外でのプロモーション支援)

- ・日本コンテンツが継続的に展開する基盤を強化するため、国・地域等のターゲットを明確にした上で、BEAJ等とも連携しつつ、現地メディアにおける放送枠の確保を支援する。(短期・中期) (総務省)
- ・日本コンテンツの効果的な浸透を図るため、国際見本市への出展、広告出稿等のプロモーション支援を継続的に実施する。(短期・中期) (経済産業省)
- ・日本のコンテンツ事業者と海外のコンテンツバイヤーとのマッチング強化のため、コンテンツ提供プラットフォームであるJAPACONについて、事業者間でのB to Bの連携が図れるよう、情報発信機能を整備する。(短期・中期) (総務省、経済産業省)
- ・我が国の多様な魅力を発信するため、在外公館や国際交流基金海外拠点等が現地での文化事業等の機会を活用し、日本コンテンツの普及に資する事業を実施する。(短期・中期) (外務省)
- ・ビジット・ジャパン事業(訪日プロモーション事業)において、放送コンテンツの海外展開など日本コンテンツの普及に資する事業を実施する。(短期・中期) (国土交通省)

(市場性が低い国における日本コンテンツの露出)

- ・日本文化の発信と将来的な商業展開への基盤整備のため、広範な層に対して影響力のある映像コンテンツについて、相手国のニーズも踏まえつつ、外務省と国際交流基金が主体となり、途上国等のテレビ局に対し素材を提供し、テレビ

放送を実施する。(短期・中期) (外務省)

(海外展開支援のコンサルティング機能強化及び商談機会の提供)

- ・J-LOP事業を通じて映像産業振興機構 (VIP0) 等に蓄積されたノウハウも活用しながら、海外展開を考えている企業等へのコンサルティングサービスや海外展開に対する知見と実績を有するプロデューサーとのマッチング等を実施する。
(短期・中期) (経済産業省)
- ・独立行政法人日本貿易振興機構 (ジェトロ)、在外公館等の在外機関を活用し、現地企業、関係者の紹介や現地事情の情報提供など、相談窓口機能を整備する。また、ジェトロ等が中心となって、海外展開を目指す中小企業等に対し、海外見本市出展及び海外バイヤー招へいによる国内での商談を支援する。(短期・中期) (外務省、経済産業省)

(国際的なコンテンツ人財の育成・活用)

- ・海外教育機関 (フィルムスクール) への留学、インターンシップ等の機会を提供することにより、共同製作等の担い手として国際的に通用するプロデューサー人財の育成を支援する。(短期・中期) (経済産業省)
- ・実演家やアーティストについて、国際的に通用する人財として育成するために、海外に派遣し、研修する機会を引き続き提供する。(短期・中期) (文部科学省)
- ・クールジャパン機構が出資する事業等を通じて、現地における日本コンテンツの海外展開を支える人財育成プラットフォームを構築する。(短期・中期) (経済産業省)

(海外の日本ファンとの連携)

- ・SNS等を通じた日本コンテンツの発信を強化するため、留学生を含む海外の日本コンテンツファン等と協同したマーケティングやプロモーション事業 (留学生アンバサダー事業) について、対象人数やプロモーション回数を拡大して実施する。(短期・中期) (経済産業省)

(海外市場調査の実施)

- ・海外市場のニーズに合致したコンテンツ海外展開をいっそう促進するため、公的支援を受けて行うコンテンツ海外展開については、可能な範囲で現地市場でのコンテンツ嗜好や日本コンテンツ展開後の反響等について情報収集を行うとともに、これらの情報についてコンテンツ事業者等に提供する。(短期・中期) (総務省、経済産業省、外務省)
- ・効果的なコンテンツ海外展開に資するため、関係府省や関係独立行政法人が実施した市場調査、動向調査等について情報の集約を図り、一覧等により提供・発信する。(短期) (内閣官房、関係府省)

<<コンテンツと関連産業との連携>>

(多様な分野との連携促進)

- ・日本の魅力を伝えるコンテンツを海外に効果的に発信し、海外における日本ファンや訪日観光客の増加、非コンテンツ産業との連携による一体となった海外展開、日本食・食文化の普及、地域経済の活性化等、その波及効果を十分に発揮させるため、官民の連携や事業者のマッチングなど横断的な仕組みを検討・整備する。(短期・中期) (内閣官房、総務省、外務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、関係府省)
- ・コンテンツ以外の見本市でのコンテンツを活用したプロモーション活動を促進することにより、ファンやバイヤー等への日本コンテンツの発信機会を拡大する。(短期・中期) (経済産業省)
- ・コンテンツを核とした海外展開や地域振興等の事業を行う企業・業種拡大の観点から、海外の日本企業・現地子会社を含めた非コンテンツ産業に対し実施事例や効果の発信等を効果的に行うための方策を検討する。(短期・中期) (経済産業省)

(地域との連携)

- ・地域経済活性化の観点から、BEAJ等を活用し、特に地方が主体となって海外に向けて地域の魅力を伝えるコンテンツの制作や継続的に発信する取組を実施するとともに、このようなコンテンツのローカライズ、プロモーションについてより手厚く支援を行う。(短期・中期) (総務省、経済産業省)
- ・映画の撮影促進と創造活動の活性化を図るため、日本各地のロケ地情報を集約し、各地域のフィルムコミッションを紹介するとともに、引き続き国内外へ発信する。(短期・中期) (文部科学省)

<<各段階に共通的な課題への対応>>

(文化交流の双方向性確保)

- ・国際交流基金アジアセンターが行う「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト」等において、東京国際映画祭でのアジア映画の上映、アジアへの日本映画の紹介、映画人の招へい等芸術文化分野の事業の実施を通じて、アジアとの双方向の文化交流やネットワーク形成等を進める。(短期・中期) (外務省)
- ・世界の人々の日本文化理解の深化、芸術家・文化人等のネットワークの形成と強化を図るため、芸術家、文化人等を「文化交流使」に指名し、文化交流使が海外に一定期間滞在して日本の文化に関する講演や実演等を行う活動や海外の芸術家等が国内に滞在して制作活動や地域と交流する取組(アーティスト・イン・レジデンス)等の国際文化交流事業を実施する。(短期・中期) (文部科学省)

(コンテンツ海外展開施策の普及啓発)

- コンテンツ海外展開に係る施策が多数ある中で、民間企業においてもそれらを理解しやすいような広報資料を作成し、企業に対し広く情報発信する。(短期)
(内閣官房、関係府省)

(コンテンツ海外展開の経済効果の把握方法の検討)

- コンテンツ海外展開による経済効果を捕捉するため、例えばキャラクター商品の海外売上や観光誘致等による国内消費への寄与等について、民間とも連携しつつ、把握の方法について検討する。(短期・中期) (総務省、経済産業省、関係府省)

(正規版コンテンツの海外展開に係る模倣品・海賊版対策)

- 侵害発生国における模倣品・海賊版対策を強化するため、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛けを実施する。(短期・中期) (関係府省)

第2部 重要8施策

1. 世界最速・最高品質の審査体制の実現

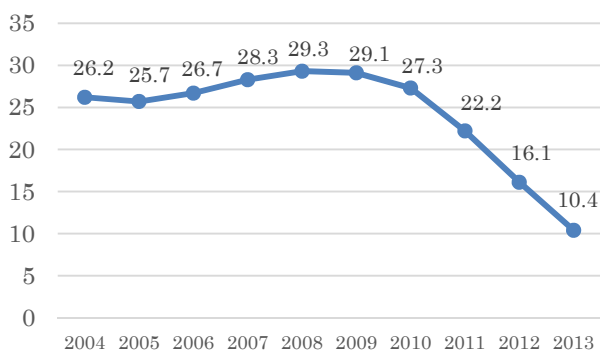
(1) 現状と課題

我が国の知財政策の中で、特許審査の迅速化・効率化は最重要課題の一つであり、これまでの様々な取組により、昨年3月、特許出願後の審査請求から一次審査通知までの期間を11か月とする政府目標を達成した。また、「強く・広く・役に立つ特許権」の付与は、発明を適切に保護するために不可欠であり、特許の品質を高めるための取組も併せて重要である。今後、「権利化までの期間」について世界最速水準まで迅速化し、「強く・広く・役に立つ特許権」の設定を実現するとともに、不断の審査品質の向上を目指すべく、引き続き特許審査体制の整備・強化を行う必要がある。

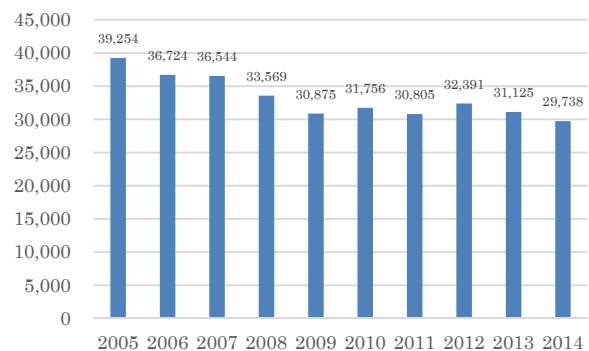
意匠については、昨年9月に、意匠の国際分類を定めるロカルノ協定が発効し、本年5月には、意匠の国際登録制度に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定が発効した。しかしながら、我が国の意匠登録出願は減少傾向にあり、昨年は3万件を割り込んだ。技術での差別化が難しくなる中、製品のデザインの重要性が増している時代にもかかわらず、意匠出願が減少している背景として、手続上の利便性の点において、特に中小企業にとって必ずしも使いやすい制度ではないとの指摘もなされている。今後、意匠制度の利便性向上のため、我が国意匠制度・運用の見直し等についての検討が必要である。

商標については、昨年8月に策定された「商標審査に関する品質ポリシー」において、商標審査の予見可能性等を高めるため恒常的に審査基準等の指針の見直しを検討することとされている。

【特許の一次審査通知までの期間の推移】



【意匠登録出願件数の推移】



また、我が国企業の海外における事業展開を支援するためには、進出先におい

て知的財産権が的確かつ円滑に取得できることが必要である一方で、経済のグローバル化に伴い、同一の発明が複数国・地域の特許庁に重複して出願され、各特許庁の審査負担も増加している。このような中、我が国特許庁では、他国・地域の特許庁における審査の適正化及び効率化に向けて特許審査のワークシェアリングを推進している。今後もこれらの特許審査等の国際連携に向けた施策を継続的に実施するとともに、我が国の審査指針等の発信を強化していくことも重要である。

(2) 今後取り組むべき施策

上記の現状と課題を踏まえ、「世界最速・最高品質の特許審査」を実現し、我が国産業財産権制度を活性化させるとともに、特許審査等の国際連携の推進を図るため、関係府省において以下の取組を推進することとする。

<<「世界最速・最高品質の特許審査」の実現等>>

(特許審査の迅速化と品質の向上)

- ・審査請求から特許の「権利化までの審査期間」(標準審査期間)と「一次審査通知までの期間」を、2023年度までに、それぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内にするるとともに、特許審査の品質維持・向上を図り、「強く・広く・役に立つ特許権」を付与して、質の高い審査結果を国内外へ早期に発信するため、特許審査体制の更なる整備・強化を行う。(短期・中期)(経済産業省)

(特許・意匠・商標の品質管理)

- ・審査品質管理小委員会による改善提言を踏まえた、「審査の品質管理に関するマニュアル(品質マニュアル)」の改訂、適時・適切な品質監査の充実、特許審査の質についてのユーザー満足度調査の拡充等の品質管理の体制整備を通じて、一層質の高い審査結果を国内外に発信する。意匠・商標も特許と同様の施策を実施する。(短期・中期)(経済産業省)

(意匠制度・運用の見直しの検討)

- ・我が国ユーザーによる意匠制度の利用促進を図るため、利便性を向上させるべく、例えば、図面提出の一部省略や、必要書類の電子的交換を可能とするデジタルアクセスサービスの利用など、手続の簡素化等に向けた検討を行う。(短期)(経済産業省)

(意匠分類の整備)

- ・意匠の国際分類を定めるロカルノ協定を適切に運用するため、ロカルノ分類に日本意匠分類を整理統合した分類を作成するとともに、必要に応じて我が国が保有する意匠文献に当該分類付与を促進し、データベース化することを検討す

る。(短期・中期) (経済産業省)

- ・我が国ユーザーによる中国意匠公報等へのアクセスを改善するため、中国意匠公報等への上記分類の付与について検討する。(短期) (経済産業省)

(商標審査基準の改訂)

- ・商標審査の予見可能性と一貫性を向上させるため、国内外のユーザーにとって明確かつ分かりやすい商標審査基準とすべく、その記載内容を見直して改訂する。(短期・中期) (経済産業省)

＜＜特許審査等の国際連携の推進＞＞

(特許審査ハイウェイの運用改善及び拡大)

- ・海外展開を図る我が国企業が各国で早期に特許権を取得可能とするため、ユーザーニーズを踏まえ、引き続き、特許審査ハイウェイの申請要件などに関する標準化を推進するとともに、特許審査ハイウェイの拡大を図る。(短期) (経済産業省)

(特許審査における外国知財庁との連携の推進)

- ・審査の質の向上を図ることを目的として、我が国特許庁と米国特許商標庁の特許審査官が協働して審査を実施する枠組みの構築について、米国特許商標庁との調整を進める。(短期・中期) (経済産業省)

(特許審査基準及びPCT出願に関する調査・審査指針の策定と発信)

- ・現行特許審査基準を見直して分かりやすい内容に改訂し、改訂後の審査基準を英訳して海外へ発信する。(短期) (経済産業省)
- ・特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の国際調査及び国際予備審査に係る我が国審査官の判断基準や運用に関して、分かりやすい指針を策定し、当該指針を英訳して海外へ発信する。(短期) (経済産業省)

(審決の海外発信)

- ・海外のユーザーへの我が国審判の情報発信を充実・強化するため、我が国の審決の英訳を海外に発信する。(短期) (経済産業省)

2. 新たな職務発明制度の導入と営業秘密保護の強化

(1) 現状と課題

<<新たな職務発明制度の導入>>

知的財産推進計画2014では、職務発明制度の見直しについて、昨年度のできるだけ早い時期に法制度上の措置を講ずることの必要性も含め、結論を得るべきとされた。産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会では見直しに向けた議論を進め、本年1月にその結論を取りまとめた。その結論を受けて、政府は、本年3月、職務発明制度の見直しを含む特許法等の一部を改正する法律案を通常国会に提出した。その概要は、以下のとおりである。

- ・権利帰属の不安定性を解消するため、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から使用者等に帰属するものとする。
- ・従業者等は、特許を受ける権利等を取得させた場合には、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有する。
- ・経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、相当の金銭その他の経済上の利益の内容を決定するための手続に関する指針（ガイドライン）を定める。

<<営業秘密保護の強化>>

知的財産推進計画2014では、営業秘密の保護強化について、近年の大型かつ深刻な技術情報等の流出事案の顕在化を踏まえ、①「国」による企業への支援や法制度の見直し、②管理体制の構築や有事の捜査当局への協力等の「企業」の取組、③その両者が協働することで更なる営業秘密保護強化を図る「官民連携」という三位一体での総合的な取組が求められた。これを受け、昨年9月に産業構造審議会知的財産分科会の下に「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」が設置され、その審議結果等を踏まえ、以下の取組を実施してきた。

第一に、営業秘密漏えいに対する制度の見直しについては、本年3月、刑事・民事両面における抑止力の一層の向上を図る必要があるとの認識の下、罰金刑の引上げ、非親告罪化、被害者の立証負担の軽減（立証責任の転換）、処罰範囲の拡大（営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等の規制、転得者の処罰等）等を内容とする不正競争防止法の一部を改正する法律案を通常国会に提出した。なお、関税・外国為替等審議会においても営業秘密侵害品を水際措置の対象とすることについて

て検討を行い、昨年12月、同審議会答申では引き続き検討すべきとされた。

第二に、営業秘密管理指針の見直しについては、本年1月、法的保護を受けるための最低限の水準の対策を示す「営業秘密管理指針」を改訂した。

第三に、営業秘密管理のワンストップ支援体制の整備や捜査当局との連携については、昨年10月、中小企業が知識を身に付けることができるよう独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）にポータルサイトを設置したことに加え、本年2月、INPIT や全国の知財総合支援窓口において、営業秘密の管理手法や営業秘密流出時の「有事対応」について対応する相談窓口を設け、中小企業等がワンストップで企業OBや弁護士、弁理士等に相談できる体制を構築した。

第四に、官民連携の促進については、本年1月、経産省・警察庁等の関係府省や業界団体等が参画する「技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議」を開催し、「営業秘密侵害を断固として許さない社会」の創出に向けた行動宣言を公表した。

（2）今後取り組むべき施策

現時点では関係法案の国会審議が未了であり、今後取り組むべき施策の具体化は、関連法案の国会審議の結果を待たなければならないが、内閣提出法案の成立を前提として、新たな職務発明制度の導入と営業秘密保護制度の強化に向けて、関係府省において以下の取組を推進することとする。

<<新たな職務発明制度の導入>>

（新たな職務発明制度の導入に向けた取組）

- ・本年通常国会に提出された特許法等の一部を改正する法律案が成立した場合には、新たな職務発明制度の施行に向けて、必要な準備を速やかに実施する。特に、使用者等と従業者等の調整の手続（従業者等との協議や意見聴取等）に関するガイドラインについては、民間の自主性の尊重、業種ごとの研究開発の多様な実態、経済社会情勢の変化等に留意しつつ、産業構造審議会の場において関係者の意見を聴いて策定し、その内容を広く企業・従業者等に周知するとともに、企業等における職務発明に関する契約・勤務規則等の整備を支援する取組を進める。（短期・中期）（経済産業省）

<<営業秘密保護の強化>>

（営業秘密侵害品に係る水際措置導入）

- ・本年通常国会に提出された不正競争防止法の一部を改正する法律案が成立した場合には、営業秘密侵害品の輸出入が禁止されることを踏まえ、輸出入貨物が営業秘密侵害品であること等を迅速・適正に判断・確認することができる仕組みを導入することを前提として、営業秘密侵害品に係る水際措置の導入につい

て関係府省において検討を行い本年度中に結論を得て、必要な措置を講ずる。
(短期・中期) (財務省、経済産業省)

(営業秘密保護マニュアル(仮称)の策定)

- ・営業秘密の漏えい防止対策、漏えい時に推奨される高度な対策を含めた包括的対策を示す「営業秘密保護マニュアル(仮称)」を策定する。(短期・中期) (経済産業省)

(営業秘密管理のワンストップ支援の拡充)

- ・営業秘密管理を含む知財戦略の相談窓口及びポータルサイトの設置を踏まえ、ホームページ上での情報発信を拡充すると共に全国各地でのセミナー開催・eラーニングコンテンツの提供等、全国の中小企業を念頭に置いた普及啓発をINPITにおいて実施する。(短期・中期) (経済産業省)

(営業秘密情報の保管システムの構築)

- ・営業秘密流出事件等における営業秘密や先使用権の保有の立証を円滑にするための手段として、企業等において秘匿管理される技術ノウハウ等の電子文書に付されたタイムスタンプ情報を長期保管するシステムの開発を進める。(短期・中期) (経済産業省)

(官民連携の促進)

- ・「技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議」の行動宣言を踏まえ、官民の実務者間において、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対応策に係る情報交換を緊密に行う場として、「営業秘密官民フォーラム」を開催する。(短期・中期) (経済産業省)

(捜査当局等との連携)

- ・企業における営業秘密の漏えい予防対策を推進するとともに技術窃取に対する抑止力を向上させるため、経済産業省、警察庁・都道府県警察、公安調査庁、(独)情報処理推進機構等の連携を強化する。具体的には、「官民フォーラム」の開催等を通じた手口や要警戒技術分野等に係る情報の官民での共有、地方部を含めた企業の意識啓発、実際に営業秘密漏えいに関する相談を受けた場合における(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)「営業秘密・知財戦略相談窓口(営業秘密110番)」から相談者の希望に応じた警察庁への迅速な「つなぎ」といった対策を推進する。(短期) (経済産業省、警察庁、法務省)

3. 国際標準化・認証への取組

(1) 現状と課題

国際標準化戦略については、知的財産戦略本部の下で、7つの特定戦略分野に関する「国際標準化戦略アクションプラン」が策定され(2012年3月最終改定)、現在、これを踏まえて各分野において官民が協力した迅速かつ的確に国際標準化を先導する取組がなされている。また、認証については、新たな産業分野において想定される様な認証への対応を柔軟に実施できる体制を整備する取組がなされているところである。

さらに、昨年5月には、官民の緊密な連携により戦略的標準化を強化すべく「標準化官民戦略」が策定され、同年7月には、同戦略に基づいて、複数の分野にまたがる融合技術や世界市場の獲得につながる中堅・中小企業等の先端技術等、既存の業界団体による標準化が困難なものを府省や産業分野の枠を越えて一元的に標準化する仕組みとして、「新市場創造型標準化制度」が創設され、我が国企業の優れた技術・製品の標準化を推進している。

官民連携の下での戦略的標準化を更に加速するためには、研究開発段階から一体的に標準化に取り組むこと、標準化に係る国際交渉を担う人財等を拡充すること、中堅・中小企業等の標準化の支援体制を強化すること等が一層必要とされる。

また、食品の生産・製造・流通のグローバル化が進展する中で、取引における食品安全管理の規格と認証の重要性の高まりや、膨大なビッグデータ等を活用して新たな価値が創造されるIoT(Internet of Things:モノのインターネット)の進展等に対応し、関連する技術分野において戦略的に国際標準化を推進することが必要である。

(2) 今後取り組むべき施策

上記の現状と課題を踏まえ、国際標準化・認証への取組に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

<<戦略的標準化の加速>>

(研究開発段階からの標準化の一体的な取組)

- ・今後の世界的な成長が期待され、我が国の優位性を発揮できる、重要な技術を早期に見定めて他国に先んじて国際標準を獲得するため、研究開発段階からの一体的な標準化を実施する。(短期・中期)(経済産業省)

(標準化に係る国際交渉を担う人財等の育成)

- ・国際標準化機関(ISO/IEC)における専門委員会等の国際会議で国際幹事や議長

を担える人財や、国際標準化実務の遂行能力に加え、グローバルに通用する交渉力及びマネジメント力を備えた人財を育成するため、若手標準化人財の研修制度の拡充を検討する。また、標準化をビジネスツールとして戦略的に活用することができる人財を育成するため、管理職、営業職等を対象とした人財育成プログラムを実施するとともに、大学における標準化講座の導入を促進する。
(短期・中期) (経済産業省)

(中堅・中小企業等の標準化の支援体制の強化)

- ・中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を「新市場創造型標準化制度」等の活用により加速するため、自治体や産業支援機関や関係団体・認証機関等の幅広い関係者との連携の下で、案件発掘から標準策定や認証までのきめ細やかな支援体制を構築する。「新市場創造型標準化制度」等を活用した中堅・中小企業等の優れた技術の標準化を、2020年までに100件実現する。(短期・中期)
(経済産業省)【再掲】

(戦略分野における認証基盤の整備)

- ・大型パワーコンディショナ等、我が国企業の海外展開の観点から戦略的に重要な分野について、認証・試験のための施設を整備するとともに、認証に必要な国際標準の策定や体制構築を進め、認証又は試験の結果が国際的に認められる認証基盤を整備する。(短期・中期) (経済産業省)

<<個別分野における国際標準化戦略の推進>>

(食料産業分野における国際標準化戦略の推進)

- ・国際的に通用するHACCPを基礎とした食品安全管理に関する規格・認証の仕組みを日本で構築し、官民が連携して海外に普及する。(短期・中期) (農林水産省)

(IoTの進展等に適切に対応した国際標準化戦略の推進)

- ・世界的な市場の成長が期待されるIoTの進展等に向け、関連する技術分野において、必要な技術の確立や実証等を図りつつ、国際標準化に対する取組を推進する。(短期・中期) (総務省、経済産業省)

(伝統医療の国際標準化における取組)

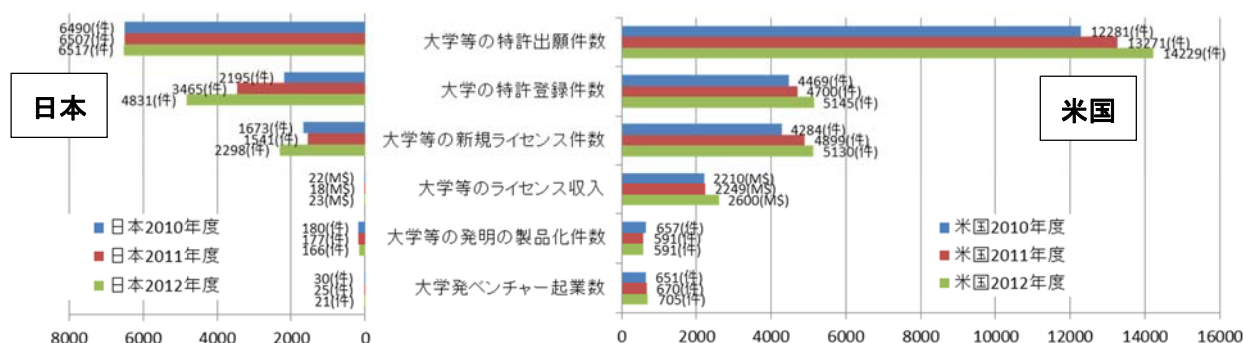
- ・伝統医療の国際標準化については国際会議等における各国の取組を把握しつつ、我が国の伝統医療について、必要な対応策を講ずる。(短期・中期) (厚生労働省)

4. 産学官連携機能の強化

(1) 現状と課題

我が国において産学連携活動は定着しつつあるものの、大学の持つ技術シーズの多くは探索から基礎研究の段階であり、企業が事業性を判断できる段階に至っていないことや産と学の意識の違いがあることから、事業化に向けた技術の橋渡しにはいまだ課題が多い。例えば、大学等の保有する特許の活用率は2割¹²にとどまり、ライセンス収入、製品化件数、大学発ベンチャー起業件数等の産学連携活動の成果は、社会的・歴史的背景等を無視して安易に比較すべきではないものの、米国に比べ低調である。

【日米の産学技術移転に関するパフォーマンス比較】¹³



また、大学の特許の6～7割は企業との共願であるが、大企業との共願特許は、大企業が防衛的に利用することが多いことに起因し、実施率は相当に低い¹⁴という問題も指摘されている。

前述のとおり、知的財産戦略本部の検証・評価・企画委員会及び同委員会の下に置かれた地方における知財活用促進タスクフォースの議論等を踏まえ、大学が産学官連携を通してイノベーションを促進するために克服すべき知的財産に関連した課題として、①大学の知財戦略の強化、②大学の知的財産の扱いに関するインフラの整備、③橋渡し・事業化支援機能の強化に取り組むことが必要である。

(2) 今後取り組むべき施策

¹² 出典：特許行政年次報告書 2014 年版（49 頁）

¹³ AUTM U.S. Licensing Activity Survey、UNITT 大学技術移転サーベイに基づいて経済産業省作成

¹⁴ 参照：大学と社会研究ユニット政策提言「知的財産制度と産学連携に関する論点」東京大学政策ビジョン研究センター(2015)

上記の現状と課題を踏まえ、産学官連携機能を強化し、大学の知財活用を促進させるため、関係府省において以下の取組を推進することとする。

<<大学の知財戦略強化に向けた取組>>

(大学の競争力強化に向けた研究経営システムの構築)

- ・イノベーションの創出と競争力強化に向けて、大学が持つ人的、技術的資源等を最大限活用するための研究経営システムを構築するため、大学の研究経営システムについて検討・分析するとともに、研究人財、知的財産、研究開発投資の財源等の大学の研究経営資源を効果的に活用するための支援策について検討する。(短期・中期) (文部科学省)

(大学自身の知財戦略策定及び知財マネジメントの実行の促進)

- ・大学自身の知財戦略策定及び自立的な知財マネジメントの実行を各大学に促すため、知財戦略に沿って精選し絞り込んだ知財の権利化活動や知的財産の事業化プランに基づく技術移転活動の状況等を評価して、外国出願等の大学の知財活動を支援する。(短期・中期) (文部科学省)

(産学連携機能評価を活用した産学連携活動の改善)

- ・大学・TLO等の産学連携活動の状況を継続的に把握し、活動の改善に効果的につなげるため、各大学・TLO等の産学連携活動の評価指標に係るデータの収集と分析を行い、その結果を各機関と共有し、個別の大学・TLO等に活動の改善を促す。また、大学・TLOが評価指標を活用してそれぞれの産学連携活動を自ら検証できるようにするための「産学連携活動マネジメントの手引き」を作成し、提供する。(短期・中期) (経済産業省、文部科学省)【再掲】

(共同研究における特許出願と契約の在り方の検討)

- ・大学と企業間での共同研究契約について、大学の知財活用を促進するとともに中小企業、大企業、大学等の個別の事情に配慮した柔軟な対応を可能にするという観点から、共同研究の特許出願の形態・活用状況や契約の実態を調査し、共同研究における特許出願と契約の在り方について検討し、その検討結果を踏まえて柔軟な契約締結を大学・企業に対して働き掛ける。(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)【再掲】

(概念実証に向けた支援策の整備)

- ・大学の研究成果を中小企業の事業化に結び付けるため、新たな研究アイデアの実現可能性を検証する概念実証(POC: Proof of Concept)の実施について支援を強化する。(短期・中期) (文部科学省)【再掲】

<<国の研究開発プロジェクトの知財戦略強化>>

(日本版バイ・ドール制度の運用等の見直し)

- 国の研究開発の成果を最大限事業化に結び付け、国富を最大化するため、日本版バイ・ドール制度の運用等について本年5月15日に策定された「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(経済産業省)も参考にしつつ、国の研究開発プロジェクトにおける知財マネジメントの在り方を検討し、必要な措置を講ずる。(短期) (内閣官房、関係府省)

5. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

(1) 現状と課題

デジタル・ネットワークの発達に伴い、国内外においてクラウド技術を活用したコンテンツの利用サービスが発展しつつある。例えば、クラウド事業者がサーバーに用意しているコンテンツと、利用者が自らのパソコン等に保存しているコンテンツを照合し、両者が同一の場合にはクラウド上のコンテンツを利用者の携帯端末等でも利用できるようにするサービスなど、機器や端末に依存しないコンテンツの利用環境が現れつつある。

このような技術的な変化や海外事業者での新サービスの立上げの動向等を踏まえつつ、我が国においても、コンテンツ利用者の利便性の向上に対応するため、コンテンツを利用した新たなサービスの創出と提供が期待されている。また、このような新サービスの創出は、その担い手たる産業の発展のみならず、コンテンツの流通促進による文化の発展にも資するものである。

他方で、我が国においては、著作権法において私的使用目的の複製の範囲とクラウドサービスとの関係が不明確であり、事業者がサービス展開を躊躇する要因になっているとの指摘がなされている。

こうした指摘を踏まえ、昨年度の文化審議会著作権分科会においてクラウドサービスと著作権制度の関係について議論が行われた。その結果、「一定のロッカー型クラウドサービスについては私的使用目的の複製と整理される」と結論付けられた。併せて、私的使用目的の複製範囲を超えるロッカー型クラウドサービスを発展させるためには、多数のコンテンツを利用する際に必要となる莫大な権利処理コスト（権利者の探索や個々の権利者との契約等）の低減が必要不可欠である。

これらを踏まえ、同審議会では、音楽関係の権利者団体から、ロッカー型クラウドサービス事業者による権利処理をワンストップで対応する「音楽集中管理センター」(仮称)の提案がなされており、同提案の具体化と早期実現が求められる。また、権利処理コストの低減はコンテンツ利活用共通の課題であり、こうした集中管理の取組が他分野にも拡大していくことが今後期待される。

同審議会では、事業者の要望を受けて、メディア変換サービス、個人向け録画視聴サービス、論文盗用検証サービスなど、ロッカー型以外のクラウドサービスと著作権制度の関係についても検討が行われた。これらのサービスを国内で行っている事業者からのヒアリングでは、各事業者は基本的に権利者との契約や現行の権利制限規定の範囲内で行っており、また、範囲外のサービスの必要性が生じた時には別途契約によって対応するとの考え方が示された。加えて、同審議会では、各サービスはその性質上、権利の制限ではなく権利者との契約によって対応

すべきものであるとの議論がなされたことから、現時点において、これらのサービスについて法改正の必要性は認められないとの結論が得られた。

他方では、技術の進歩に伴い、コンテンツの利用形態、利用環境、利用手段は引き続き多様化していくと考えられる。さらに、人工知能技術の発展により、人間に替わって機械が著作物を生み出す場合も生じつつあるなど、帰属が曖昧な著作物がインターネット上を漂う時代、また、3Dプリンティングの発展により、情報とモノの区別が曖昧になる時代も近づいている。こうした技術的・社会的な変化に迅速に対応しつつ、創作物を利用したサービスを我が国において創出し発展させていくためには、柔軟性の高い権利制限規定がますます必要になっているなどデジタル・ネットワーク時代に相応しい制度整備を求める声は強くなっており、政策的意義や新事業の創出等の経済効果、コンテンツの創作活動や関連産業への影響等を踏まえつつ、今後検討を進めていくことが必要である。

なお、コンテンツを利用した新たなサービスの創出・提供促進を検討するに当たっては、クリエイターへの適切な対価還元や日本コンテンツが国内外に流通しやすいプラットフォームの整備等、我が国においてコンテンツの再生産が持続的に拡大していくための環境整備にも配慮することが重要である。

近年、教育現場においては、ICTを活用した教育の進展がみられる。クラウド上でのデジタル化した教材の利用やインターネットを通じた講義のオンデマンド配信等の動きに対応できるよう、関連する著作権制度上の課題を整理、検討の上、速やかに必要な措置を講ずる必要がある。また、デジタル教科書・教材の活用については、「規制改革実施計画」（2014年6月閣議決定）等における提言を踏まえ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度等について、導入に向け必要な検討を行い、2016年度までに結論を得るよう、引き続き議論を行っていくことが必要である。

また、イノベーション創出等の観点から、公的機関が保有する公共データや公的助成を受けた研究成果（リサーチデータ）のオープン化が世界的にも進展しており、我が国においても検討や取組が進められつつある。その際には、著作権ポリシーの明確化を始めデータを利活用しやすいような環境整備に留意して進めることが重要である。

（２）今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

(権利処理の円滑化に向けた集中管理の促進)

- ・文化審議会の議論を受け、「集中管理による契約スキーム」やワンストップ窓口としての「音楽集中管理センター」(仮称)の具体化等、民間におけるライセンス体制の構築等が促進されるよう、必要に応じて支援を行う。(短期・中期)(文部科学省)
- ・コンテンツに関するデータベースの構築や国際的に共通化されたコンテンツの管理システムの導入に向けた民間での取組が促進されるよう、必要に応じて支援を行う。(短期・中期)(経済産業省、総務省、文部科学省)

(持続的なコンテンツ再生産につなげるための環境整備)

- ・クリエイターへ適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について文化審議会において検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

(新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の検討)

- ・インターネット時代の新規ビジネスの創出、人工知能や3Dプリンティングの出現などの技術的・社会的変化やニーズを踏まえ、知財の権利保護と活用促進のバランスや国際的な動向を考慮しつつ、柔軟性の高い権利制限規定や円滑なライセンス体制など新しい時代に対応した制度等の在り方について検討する。(短期・中期)(内閣官房、文部科学省、関係府省)
- ・サイバーセキュリティに関連する産業の発展に向け、例えば著作権法におけるセキュリティ目的のリバースエンジニアリングに関する適法性の明確化等について検討を行う。(短期・中期)(文部科学省)

(教育の情報化の推進)

- ・デジタル化した教材の円滑な利活用やオンデマンド講座等のインターネットを活用した教育における著作権制度上の課題について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省)
- ・デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度の在り方について、2016年度までに導入に向けた検討を行い結論を得て、必要な措置を講ずる。当該検討を踏まえつつ、関連する著作権制度等の在り方についても併せて検討を行い、速やかに結論を得る。(短期・中期)(文部科学省)
- ・教育現場においてICTを利用するに当たり、学校間、学校・家庭が連携した新たな学びを推進するための指導方法の開発、端末やシステムの設置にかかるコスト、教材・学習履歴の保存・保護・活用の在り方等の課題の解決に資するため、クラウド技術等を活用した実証実験を引き続き実施する。(短期・中期)(文部科学省、総務省)

(公共データのオープン化・二次利用の促進)

- 研究成果（リサーチデータ）のオープン化に向け、まずは公的助成を受けた研究成果について、データの所有権や著作権ポリシーなどデータの権利に関する課題についての論点整理を行う。（短期・中期）（内閣府）

6. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化

(1) 現状と課題

コンテンツのデジタルアーカイブは、文化の保存・継承や文化発展の基盤になるという側面のみならず、保存されたコンテンツの二次的な利用や国内外に発信する基盤となる取組であり、欧米諸国を中心に積極的に推進されている。

我が国においては、2000年代前半から、書籍や文化財等の分野ごとに、公的機関を中心としてデジタルアーカイブの構築が進められてきた。現在、国立国会図書館では、図書、雑誌を中心に約250万点のコンテンツをデジタル化しており、文化庁の文化遺産オンラインでは、10万件以上の文化財の情報を閲覧することが可能となっている。さらに、国立国会図書館サーチでは、公共図書館、大学図書館、博物館、民間企業等、約100件のデジタルアーカイブと連携することにより、約1億件のコンテンツの書誌情報(メタデータ¹⁵)が検索可能となっているなど、我が国のデジタルアーカイブは一定の充実を見つつある。

日本コンテンツの主なアーカイブの現状

ゲーム	立命館大学ゲーム研究センター 資料数: 不明	文化庁 「メディア芸術アーカイブ事業」 資料情報数 (ゲーム)約3.5万タイトル..... (マンガ) 単行本約25万冊、雑誌約 8万冊 (アニメーション) 約9千タイトル	※国立国会図書館は、納本制度に基づき、出版物のほかCD、DVD、ROMカセット等の媒体による音楽、映像、ゲーム等についても収集。 ※「現物資料の情報のDB化」については、各館・機関単位で行われているものは記載せず、横断的な取組等のみを記載。 ※国立国会図書館の納本制度等による資料数は、国立国会図書館年報A(平成25年度)による。	
マンガ アニメ	東京国際マンガ図書館 (明治大学) 資料数: 約14万点(マンガ)等			
	京都国際マンガミュージアム (京都市、京都精華大学) 資料数: 約30万点(マンガ)			
出版物等	国立国会図書館 ※納本制度等 資料数: 約1000万点(図書) 約1600万点(逐次刊行物) 約1400万点(非図書資料)	国立国会図書館 「国立国会図書館サーチ」 資料情報数: 約1億件(書籍) ※各地の図書館との横断・統合検索	国立国会図書館 「国立国会図書館デジタルコレクション」 約248.5万点(合計) インターネット公開 約49万点 約99万点(古典籍) 約123.5万点(雑誌) 図書館への送信 約138万点 約90万点(図書) 約14万点(博士論文) 約5万点(音楽・演説)	
放送番組	(公財)放送番組センター 資料数: 約2.1万本(放送番組)	JAPACON (海外向けコンテンツ情報ポータル) ※TV番組、アニメ、映画等の 書誌的情報を発信	(公財)放送番組センター 約2.1万本(放送番組) ※ 教育・研究に係る 実験的なネット利用の取組開始 NHK「NHKアーカイブス」 資料数: 約85万本(放送番組) 約600万件(ニュース映像) ※ 一部番組について有料で ネット配信(NHKオンデマンド)	
映画	(独)国立美術館 (東京国立近代美術館フィルムセンター) 資料数: 約6万7000本(フィルム) 約65万点(スチル写真) 約5万点(ポスター)	文化庁 「日本映画情報システム」 資料情報数 45,521件(映倫審査作品)	(独)国立美術館 (東京国立近代美術館フィルムセンター) 約2400本(デジタル映画作品)	
文化財	(独)国立文化財機構(国立博物館) 資料数: 約13.6万点(収蔵+寄託)		(独)国立文化財機構(国立博物館) 「e-国宝」 1057点(高精細国宝・重要文化財件数)	
	(独)国立美術館 資料数: 約4.1万点(美術作品)		(独)国立美術館 約3.5万点(公開数: 約1.4万件)	
(参考)		文化庁「文化遺産オンライン」 国指定文化財、地方公共団体、全国の博物館・美術館提供の情報	約11万件(文化遺産情報) 約6万件(文化遺産画像)	
公文書等	(独)国立公文書館 資料数: 約135万冊(公文書) 29点(重要文化財)	(独)国立公文書館(横断検索) 資料情報数: 不明 ※各地の9つの公文書館との横断検索	(独)国立公文書館 「国立公文書館デジタルアーカイブ」 公文書: 約12.7万冊 重要文化財・貴重文書: 1473点	
アーカイブ化の ステージ	現物の収集・保存	現物資料情報のDB化	資料のデジタル化	資料のネット利用

¹⁵ データを説明するデータのこと。ここでは、アーカイブ機関に収蔵されている資料の詳細を説明するデータを指す。

その一方で、コンテンツ全体にわたるアーカイブシステムに関する取組の方向性や海外発信を含めたその利活用については、これまで十分に検討されてきたとはいえない。このため、知的財産戦略本部では、2013年度に検証・評価・企画委員会の下に「アーカイブに関するタスクフォース」を開催してアーカイブの利活用の促進について議論し、そこでの結論を踏まえ、メディア芸術分野における取組の加速化や著作権者不明等の場合の裁定制度の要件緩和等が実施されてきた。昨年度の検証・評価・企画委員会では、アーカイブシステムの全体像の構築や利活用の促進に向けた環境整備等について更に検討を進めるべきとの意見が出されたことから、二回にわたり集中討議を実施し、今後の取組の方向性について整理を行った。集中討議等を通じて共有された課題は以下のとおりである。

- 我が国におけるデジタルアーカイブの担い手は、国立国会図書館、文化庁等の行政機関、独立行政法人、民間等多岐にわたっている。このため、個々の機関、分野ごとに取組は進みつつあるが、アーカイブ間の連携が十分図られておらず、分野ごとの束ね役（アグリゲーター）の明確化とデジタル化した資料を一元的に利用できる環境の整備を加速させる必要がある。
- 書籍や文化財等については、2000年代前半から取組が進んでいるのに対して、メディア芸術分野の取組は比較的歴史が浅く、分野ごとの取組にばらつきが出ている。特に映画、アニメ等の文化資産については、保存やその利活用の取組を促進させることが期待されている。
- デジタルアーカイブの構築と利活用のためには、原資料のデジタル化やインターネット等を通じた発信が重要であるが、特に大量のコンテンツを取り扱う公的アーカイブ機関にとって、著作権の権利処理負担は大きく、諸外国の取組も参考にしつつ、権利処理の円滑化のための一層の制度整備が期待されている。

また、デジタルアーカイブの利活用の実態を踏まえ、アーカイブ利活用の方向性を整理すると以下のとおりである。

- デジタル化されたコンテンツの二次利用（美術品等の画像データの出版物等への利用や著作権の切れた書籍の再出版、映像コンテンツの教育現場での利用 等）
- 国内外への情報発信への活用（日本文化や博物館等のアーカイブ機関の国内外への宣伝・発信、個人端末での多言語での作品紹介といった来館者へのサービス向上、博物館等士の収蔵品の相互貸借の効率化 等）

デジタルアーカイブへのこれまでの取組と成果を基に、上述の課題に対応しつつ、こうした利活用が一層円滑に進むよう、今後、我が国として総合的な取組を

進めていくことが求められる。このため、デジタルアーカイブについて、①分野横断的な連携を可能とする基盤（統合ポータル）の構築、②分野ごとの束ね役（アグリゲーター）を中心とした各分野の取組の促進、③保存や利活用に係る制度面での対応を総合的に進めるとともに、これらの取組を相互に連携させるため、関係府省・実務者による情報共有の場を設定することが必要である。

その際、官においては、アーカイブ構築や利活用に係る制度・ルールの整備、分野横断的なアーカイブ連携基盤の整備、分野ごとの束ね役（アグリゲーター）の明確化と主要アーカイブ機関での取組支援等、基盤的な取組を重点的に行うことが求められる。他方で、分野横断的な統合ポータルに掲載できる情報量には限界があることから、分野別又は地域別等、より利用目的を明確にしたポータルの存在も重要である。また、民間企業等が保有するコンテンツを基に、自らアーカイブを構築する動きも出てきている。さらに、公的研究機関等において学術論文等のデジタルアーカイブ化も引き続き進められている。今後、民間や地方の参画も促しつつ分野別ポータルや民間主体のアーカイブ構築、統合ポータルとの連携が円滑に進んでいくようアーカイブ構築のノウハウの共有やメタデータ・インターフェースのオープン化等にも配慮して取組を進めることが求められる。

（２）今後取り組むべき施策¹⁶

上記の考え方にに基づき、アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化に関し、関係府省等において以下の取組を推進することとする。

<<アーカイブ間の連携・横断の促進>>

（統合ポータルの構築）

- ・ 国立国会図書館サーチと、文化財分野における文化遺産オンラインを始めとする各分野のアグリゲーターが運用している主要アーカイブとの間でメタデータレベルでのアーカイブ連携を進めるため、文化財分野は国立国会図書館サーチと文化遺産オンラインとのアーカイブ連携を早期に実現するための具体的な連携方策の検討を本年度上期に開始し、他分野についてはアーカイブ連携のための課題抽出等を行うことにより、分野横断的な検索が可能なポータルサイトの整備についての取組を進める。（短期・中期）（国立国会図書館、文部科学省、総務省）

¹⁶ 国立国会図書館は立法府に属する機関であるが、アーカイブの施策は国全体として取り組むものであり、同館は重要な役割を担っているため、便宜上本計画に関連する同館の事業について担当欄に記載するものである。

(関係省庁等連絡会及び実務者協議会（仮称）の設置)

- ・アーカイブ連携の具体的な方策やメタデータのオープン化など、データ利活用促進策、アーカイブ人材育成等コンテンツのデジタルアーカイブについての課題を共有・検討するとともに、実務的な課題に対応するため、本年度に、関係省庁、国立国会図書館及び主要分野のアグリゲーターの実務者等を含めたデジタルアーカイブに関する関係省庁等連絡会及び実務者協議会（仮称）を開催する。(短期) (内閣官房、国立国会図書館、文部科学省、総務省、経済産業省)

<<分野ごとの取組の促進>>

(分野ごとのアグリゲーターによる取組)

- ・書籍等分野については国立国会図書館、放送コンテンツについては放送番組センター（日本放送協会（NHK）と民放局両方のコンテンツを取り扱う）及びNHK（NHKのコンテンツを取り扱う）、映画、ゲーム、アニメなどのメディア芸術分野や文化財については中核的なアーカイブ拠点がないため当面の間文化庁において、収集対象の選定やメタデータ形式の標準化などのアーカイブ構築の方針の策定等、分野内のアーカイブ機関における収蔵資料のデジタル化への協力、メタデータの集約化を行う。(短期・中期) (国立国会図書館、文部科学省、総務省)

(書籍等分野)

- ・コンテンツの拡充に向けて、公共・大学図書館等の所蔵資料のデジタル化を促進するため、アーカイブ構築の手順等についての研修等を行う。(短期) (国立国会図書館、文部科学省)
- ・統合ポータルとの連携強化のため、公共・大学図書館等に対し、デジタル化した資料へのメタデータ付与や外部連携インターフェース（API）を付した形での公開を支援するため助言等を行うとともに、所蔵資料のデジタル化及びアーカイブ連携のための取組を促進するため、必要な情報の周知を図る。(短期) (国立国会図書館、文部科学省)
- ・国立国会図書館所蔵資料のデジタル化に引き続き取り組むとともに、デジタル化データの利活用の促進に向けた取組を強化する。(短期) (国立国会図書館)

(文化財分野)

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、文化財情報を海外に発信するため、日本遺産を構成する文化資源や国宝・重要文化財以外の地域の文化資源に関するデータの集約を進め、画像掲載率の向上を図るとともに、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。(短期) (文部科学省)
- ・全国の博物館・美術館等において文化財等のデジタルアーカイブ化とそのデー

タの利活用が促進されるよう、国におけるこれまでの取組を踏まえて、地方の博物館・美術館等に対して必要な情報の周知を図る。(短期)(文部科学省)

(メディア芸術等分野)

- ・マンガ、アニメーション、ゲーム、メディアアート分野について構築した「メディア芸術データベース」の利活用を促進するため、適切な維持管理を行うとともに、民間とも連携しつつ、データベースへの新たな情報の収集と登録の促進、システムの改修など、内容の充実を図る。(短期)(文部科学省)
- ・東京国立近代美術館フィルムセンターにおいて、映画フィルムの収集や保存のためのデジタル化を引き続き実施する。(短期)(文部科学省)
- ・民間主体でのアーカイブ構築を促進するため、デザイン等のモデル分野における中核拠点の形成を支援する。(短期)(文部科学省)
- ・メディア芸術分野でのメタデータ項目等の例示などデータベース構築の取組について、メディア芸術データベースガイドライン(手引書)で取組事例を紹介する。(短期)(文部科学省)

(放送コンテンツ分野)

- ・放送コンテンツ分野のアーカイブの利活用を促進するため、放送コンテンツの学校における教育目的や遠隔地での放送コンテンツの利用に関する取組を引き続き実施する。(短期)(総務省)

<<アーカイブ利活用に資する基盤整備>>

(アーカイブの構築と利活用の促進のための著作権制度の整備)

- ・美術館等が所蔵する著作物に関し、アーカイブ化のための複製が認められる施設の範囲の拡大や解説・紹介のために当該著作物のデジタルデータの利用を可能とすることについて具体的な制度の検討を行い、法改正が必要な事項については次期通常国会への法案提出も視野に検討し、法改正を必要としない事項に関しては本年度内に結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期)(文部科学省)
- ・孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化等によりアーカイブの利活用を促進するため、著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託の見直しや裁定を受けた著作物の再利用手続の簡素化等について検討し、法改正が必要な事項については次期通常国会への法案提出も視野に検討し、法改正を必要としない事項に関しては本年度内に結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期)(文部科学省)

(利用に係る著作権者の意思表示)

- ・著作権者没後等の著作物の利用に係る課題について検討を行い、その結果を踏

まえて、例えばあらかじめ著作権者が行う意思表示の在り方など必要な取組の在り方について検討を行う。(短期・中期)(内閣官房、文部科学省)

(目的に応じたポータル構築環境の整備)

- ・利用目的に応じたポータルサイトの構築を容易にするため、関係省庁等連絡会等における統合ポータルに掲載されているメタデータのオープン化に向けた課題の検討や統合ポータルからデータセットを抽出する機能の普及等の環境整備を進める。(短期・中期)(国立国会図書館、内閣官房、関係府省)

(アーカイブ関連人財の育成)

- ・これまでのアーカイブの構築を通じて得られたノウハウや成果を活用しつつ、アーカイブの構築をけん引する人財や利活用をサポートする人財の育成を支援するため、美術館・博物館、大学・研究機関、民間施設の関係者に対し、アーカイブの必要性やアーカイブ人財の重要性の認識を広めるためのシンポジウム開催等の取組を実施する。(短期・中期)(国立国会図書館、文部科学省、総務省)
- ・デジタルアーカイブに関連する大学における司書や学芸員の養成課程等において、省令改正により、2012年度からデジタルアーカイブ関係の内容を含む科目が新設されたことを踏まえ、デジタルアーカイブに関する専門的知識を有する人財の育成がより充実されるよう促していく。(短期・中期)(文部科学省)

(地方におけるデジタルアーカイブ構築支援)

- ・自治体が保有する情報を蓄積する公共クラウド等の取組を通じ、地方ゆかりの文化情報などのコンテンツの収集と利活用を可能とするデジタルアーカイブ構築を支援する。(短期・中期)(総務省)

7. 国際的な知的財産の保護及び協力の推進

(1) 現状と課題

経済活動のグローバル化や情報通信技術の発展により、企業が国境を意識することなく事業展開する中、技術・ブランド力のある我が国企業がグローバルに戦略的にビジネスを展開するためには、進出先において知的財産権を的確かつ円滑に保護・活用できることが必要不可欠である。しかし、今後一層重要な市場になると見込まれる新興国における知財制度や保護水準の違いがビジネス上の大きな課題となっている。

このような課題に対応するため、これまでも、新興国における知財制度の整備支援、新興国への審査官の派遣による審査プラクティスの調和促進、国際特許出願の日本国特許庁による審査対象国の拡大、外国での早期権利取得を可能とする特許審査ハイウェイ（PPH）の拡大等を通じ、手続や審査基準を調査させ、我が国企業が新興国において日本と同様に知的財産権を取得できる環境整備に取り組んできた。

近年、米国や欧州に加え中国等も、新興国に対する制度整備支援や審査協力を拡大している。今後は、これらの国々の取組に留意しつつ、引き続き、新興国政府に対する制度整備支援や審査協力等の取組を積極的に進めていくとともに、我が国知財制度・運用に関する新興国ユーザーの理解を得るための情報発信の強化も図るべきである。

また、権利の保護の実効性を高める観点から、日中知的財産権ワーキング・グループ等による政府間協議や産業界と連携した中国等の外国政府・機関への働き掛け、海外の税関等執行機関の職員への研修等の模倣品・海賊版対策を実施してきた。

模倣品・海賊版による被害は、その手口も年々巧妙化する中、被害の実態も多様化、複雑化してきており、近年では、アジア地域の経済発展に伴い、域内での侵害品の流通拡大のみならず、様々な国を経由し世界中に拡散している。こうした模倣品・海賊版の氾濫を防ぐために、我が国においても官民を挙げて対策を講じており、その結果、例えば水際取締りに関しては、全国の税関における昨年の知的財産侵害物品の輸入差止めは、件数では過去最多の約 3 万 2 千件となった。

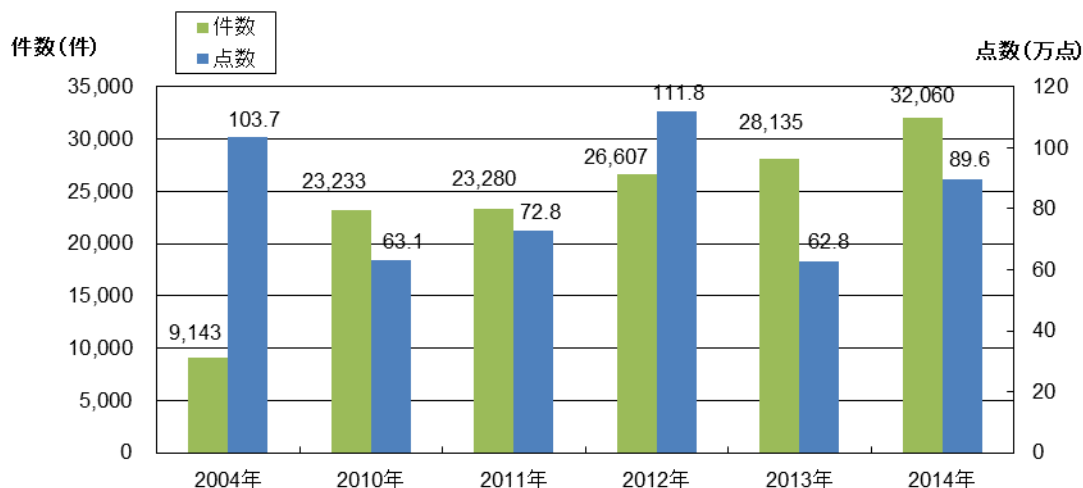
17

また、近年は、インターネットの世界的な普及拡大により、電子商取引による模倣品・海賊版取引や映画、アニメ、放送番組、音楽、ゲーム等が違法にアップロード、ダウンロードされるという、国境を越えたインターネット上の知財侵害

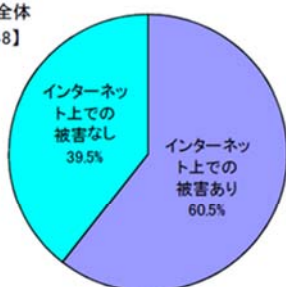
17 引用：財務省「平成 26 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」

も深刻さが増してきている。

【税関における知的財産侵害物品の差止状況】



被害社全体
【N=948】



インターネットによる模倣被害の状況 推移



(注) 数値は 2013 年度に模倣被害を受けた企業の中で、商標、意匠、特許・実用新案、著作物、その他の知的財産権の何れかについて、インターネット上で模倣被害を受けた企業の割合を表す。

18

このような状況に対して官民連携して取り組むため、昨年8月から「マンガ・アニメ海賊版対策協議会」と経済産業省が一体となり、インターネット上の海賊版の大規模削除、海賊版から正規版への誘導、普及啓発を一貫して戦略的に取り組む「Manga-Anime Guardians (MAG) PROJECT」を実施してきた。こうした取組を継続・拡充することで、国内外のファンが日本コンテンツを気軽に楽しむことができ、また、正規版コンテンツの流通が拡大するための環境整備を進めることが重要である。さらに、昨今、中国を始め、海外での我が国の地名の冒認商標出願、我が国の農林水産物・食品の高い評価に便乗した模倣品・海賊版が増加している。

18 引用：特許庁「2014年度模倣品被害報告書」

このため、海外における現地調査や商標出願の監視等によるこれらの侵害行為等への対策を強化するとともに、新たに導入された地理的表示保護制度により日本の真正な特産品として差別化すること等により、我が国の農林水産物・食品における知的財産の保護や、ブランド力の向上を図っていくことが求められる。

今後は、知財システムの国際的な水準向上や調和はグローバルにビジネスを行う上での重要な国際的インフラであるとの認識の下、我が国企業が最も適した形で新興国におけるビジネス展開が図れるよう、特許審査や模倣品の摘発等の知的財産の権利化から権利行使まで含めた新興国に対する支援・協力を引き続き積極的・戦略的に進めるとともに、我が国の知財制度に関する情報発信を強化していくことが必要である。

(2) 今後取り組むべき施策

上記の現状と課題を踏まえ、国際的な知的財産の保護及び協力に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

<<知財システムの国際化への対応>>

(新興国等への我が国知財システムの普及と浸透)

- ・ 我が国企業のグローバルな企業活動を支援するため、我が国の審査官を始めとする知財人財の新興国等への派遣、新興国等からの知財人財の受入れ、他国への審査協力等を通じて、審査実務・知財人財育成方法などの我が国の知財システムの普及と浸透を図る。(短期・中期) (経済産業省)
- ・ 世界知的所有権機関(WIPO)と協働し、アジア新興国などの政府職員を対象として、著作権や著作隣接権に関するシンポジウムや研修プログラムを実施。(短期・中期) (文部科学省)

(新興国等における知財司法人財の育成支援)

- ・ 新興国等における知財エンフォースメントに関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人財の育成を支援する。(短期・中期) (法務省、経済産業省、外務省)

(新興国等における在外者の弁理士へのアクセス支援)

- ・ グローバルな企業活動を促進するため、関係機関と連携しつつ、新興国も含めた外国へ弁理士を派遣するなど、在外者の我が国弁理士へのアクセスを支援することにより、外国において我が国企業等を知財面で支援する体制の整備を図る。(短期) (経済産業省)

<<国際的な枠組みを通じた知財保護強化>>

(通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化)

- ・自由貿易協定 (FTA) / 経済連携協定 (EPA) 等の二国間・多国間協定を通して、知的財産の保護強化、模倣品・海賊版対策を積極的に取り上げ、知的財産制度の整備と実効的な法執行の確保に努める。特に、TPP 協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。(短期・中期) (内閣官房、外務省、財務省、経済産業省、文部科学省、農林水産省)
- ・ACTA (偽造品の取引の防止に関する協定) の早期発効に向け、各国への働き掛けを継続して実施する。(短期・中期) (外務省、経済産業省、文部科学省、農林水産省、総務省、法務省、財務省)

<<模倣品・海賊版対策の強化>>

(正規版コンテンツの流通拡大と海賊版対策)

- ・各国取締機関等と連携した対策と並行し、「マンガ・アニメ海賊版対策協議会」と経済産業省が一体となり、侵害が顕著な海外の配信サイトなどに違法アップロードされたコンテンツの迅速な削除要請、ユーザーを正規版に誘導するサイトの運営・改善、国内外の視聴者への啓発活動を一体的に実施する。(短期・中期) (経済産業省)

(インターネットを通じた知財侵害への対応)

- ・インターネットを利用する消費者への模倣品・海賊版被害の発生・拡大防止のため、消費者への注意喚起を行うほか、検索結果から違法サイトの表示抑止要請、模倣品・海賊版を扱うサイトにおいて広告出稿の抑止要請、銀行等と連携した決済処理対策、セキュリティソフト等を通じた注意喚起などの取組を行う。(短期・中期) (経済産業省、消費者庁)
- ・インターネットを利用したオークションや電子商取引における模倣品・海賊版対策として、インターネットサービスプロバイダ (ISP) と権利者等との連携による自主的な削除対応など、民間での取組を促進する。(短期・中期) (内閣官房、経済産業省、総務省、文部科学省、警察庁、消費者庁)
- ・海外サーバーを含め、インターネット上で国境を越えて我が国に対して模倣品・海賊版を発信するサイトや行為に対する措置の在り方について検討を行う。(短期・中期) (内閣官房、関係府省)

(相手国政府・執行機関への働き掛けと日本企業等への支援)

- ・侵害発生国における模倣品・海賊版対策を強化するため、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛けを実施する。(短期・中期) (経済産業

省、文部科学省、財務省、外務省、農林水産省)

- ・海外での取締体制の強化を支援するため、侵害発生国の取締機関職員を対象にした真贋判定セミナーや各種研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行うなど、相手国政府との協力関係を強化する。(財務省、経済産業省、文部科学省、法務省)
- ・侵害発生国における著作権保護の強化や違法コンテンツ流通の防止に向け、現地の集中権利管理団体や政府当局の著作権制度実施に係る能力育成の支援や侵害発生国政府による著作権の普及啓発活動の支援を実施する。(短期・中期)(文部科学省)
- ・侵害発生国における我が国企業等の知的財産権保護を促進するため、現地における被害実態及び知的財産権制度等に関する調査を実施し、その結果を広く提供する等、日本企業の模倣品・海賊版対策への支援を実施する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省、外務省)

(農林水産物・食品における知的財産の侵害対策強化)

- ・海外における我が国の農林水産物・食品の模倣品対策として、海外における模倣品等に係る現地調査や商標出願の監視等により知的財産の侵害対策を行うとともに、地理的表示保護制度に基づき登録された農林水産物・食品については、地理的表示マークの活用により、日本の真正な特産品として差別化すること等を通じて、ブランド力の向上を図る。(短期・中期)(農林水産省)

(国内における侵害対策と啓発活動の着実な実施)

- ・模倣品・海賊版の違法な国内流通に対する国内取締りの強化、小口化・分散化が進む知的財産侵害物品の輸入差止めに向け、権利者との連携を一層強化した取締りを実施する。(短期・中期)(警察庁、財務省)
- ・協定等の要請に基づき、国の行政機関、独立行政法人、特殊法人等において、適法なソフトウェアの取得・管理・使用、及びライセンスによって許諾された方法によるソフトウェアの取得・管理・使用を厳守するとともに、その周知徹底を行う。(外務省、関係府省)
- ・模倣品・海賊版に対する国民の知識と容易に購入しないという意識の向上のため、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期・中期)(財務省、警察庁、経済産業省、文部科学省、農林水産省、消費者庁)

8. 知財人財の戦略的な育成・活用

(1) 現状と課題

知的財産制度を支えるのは人財であり、これまでも知財人財の質的・量的な充実を目指した「知的財産人材育成総合戦略」(2006年1月)とそれを相互に補完するものとして知財マネジメント人財等の育成等を目指した「知財人財育成プラン」(2012年1月)を策定し、政府だけでなく、民間でも様々な知財人財育成のための施策が行われてきた。

しかしながら、知財戦略と人財戦略を一体的に考え、知財マネジメントを総合的に行い得る人財の育成確保は、引き続き大きな課題である。

特に、地域中小企業が自らの知的財産(技術、ブランド等)を活用して効果的にビジネスを展開できているところは少ない。また、これら中小企業に知的財産とビジネスの両面からアドバイスできる人財も不足している状況である。さらに、我が国の農業生産の現場が、知的財産の保護に関して無防備、活用に関して無関心であることも指摘されている。

中小企業や農業関係者が自らの知的財産を発掘・認識して事業に活用していく意識を高める取組や、知的財産を戦略的に権利化・標準化・秘匿化してビジネスの場面で知的財産を活用できる人財の育成が求められる。

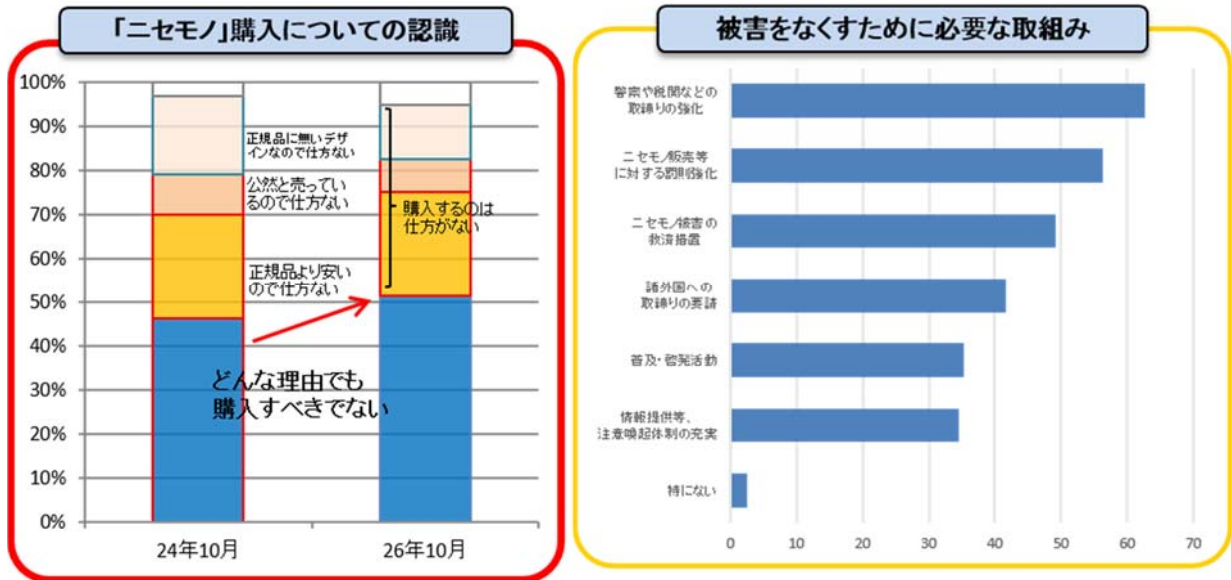
コンテンツ分野においては、コンテンツ産業においては海外展開を進めることが急務であり、海外市場を視野に入れたコンテンツ制作や海外メディア等との連携・交渉等を担う国際的に通じるコンテンツプロデューサー人財の育成に取り組むことが必要である。また、海外市場を念頭に置いたコンテンツ制作のためには、日本コンテンツと海外の文化の両方に造詣の深い人財が果たす役割がますます重要であり、日本への留学生や海外の日本コンテンツファンを含め、国際人財の育成・活用を積極的に進めていく必要がある。さらに、海外展開するコンテンツを次々と生み出していけるような国内の制作環境の整備も重要な課題である。

また、アーカイブ利活用促進に関連して、専門家の不足を解消するといった観点から、教育機関での組織的な育成や司書・学芸員等現職人財への研修等、アーカイブ専門人財の育成が重要である。

上記人財の効果的な育成には、人財全体の裾野拡大が重要であり、知的財産に関する国民への啓発・理解増進が必要である。

国民の知的財産に関する意識に関するデータを見ると、政府はこれまでに計5回、知的財産に関する意識調査を実施してきているが、昨年11月に実施された最

新調査¹⁹で、いわゆる「ニセモノ」購入に対し、「どんな理由でも購入すべきでないと思う」という意見が51.9%と、調査を開始して以降ようやく過半数を上回ったという状況である。模倣品・海賊版購入に関する国民の意識を維持・向上していくためにも、模倣品・海賊版撲滅キャンペーンの継続的な実施、関係府省・事業者の連携強化による効果的なPR等の取組を進めていくことが重要である。



19

また、知財人財の裾野拡大のためには各教育段階における取組も重要である。小学校から大学までの知財教育の推進による将来の知財人財の知財知識の底上げと、知財人財の専門性向上の取組を併せて行うことで、効果的な知財人財の量的・質的充実につながる。

「知的財産人材育成総合戦略」はその目標年度を昨年度に設定してきた。その年度を終えたことを踏まえ、過去10年の様々な主体による取組を横断的に検証し、今後それぞれの分野で求められる知財人財の育成について検討していくことが必要である。

(2) 今後取り組むべき施策

上記の現状と課題を踏まえ、知財の戦略的活用、コンテンツ産業の海外展開等を促進するため、知財人財の育成・活用、知財啓発・知財教育の強化に関して、関係府省において以下の取組を推進することとする。

<<知財を戦略的に活用できる人財の育成>>

¹⁹ 出典：内閣府「知的財産に関する世論調査（2014年10月調査）」を基に作成

(総合知財戦略構築支援を可能とする人財育成)

- ・ビジネスモデル検討段階から訴訟対応等の権利行使段階までを視野に入れた上で、知的財産に関する法律的な知識や海外情報等も踏まえた事業戦略と連携した知的財産マネジメント戦略に関する知見を包括的に提供できる場の整備により、中小・ベンチャー企業において、特許・意匠・商標・ノウハウ等を考慮した、総合的な知的財産マネジメント構築を支援できる人財の育成を引き続き強化・実施する。(短期・中期)(経済産業省)

(中小企業とその支援関係者に対する知財啓発)

- ・知的財産に対する意識の薄い中小企業経営者と、それらの中小企業を支援する中小企業支援関係者に対する知財啓発により知財の裾野を広げるため、中小企業経営者と中小企業支援関係者に対する知的財産の権利化・標準化・秘匿化を含む戦略に関する研修や説明会等の拡大を図る。(短期・中期)(経済産業省)

【再掲】

- ・中小企業自身や中小企業支援関係者のニーズに合わせた知財啓発を行うため、必要な教材・学習用資料を開発するとともに、中小企業と中小企業支援関係者によるそれらの効果的な活用を図る。(短期・中期)(経済産業省) **【再掲】**

(農業関係者に対する知財マネジメントの普及啓発)

- ・農業関係者が知的財産を活用したビジネスモデルを構築し、それを支える戦略的な知財マネジメントを実行するため、知的財産の保護・活用についての啓発を行い、さらに熟練農家のデータ化されたノウハウの知的財産としての取扱いを定めたガイドラインを策定し、その普及啓発を図る。(短期・中期)(農林水産省) **【再掲】**

(戦略的な知財活用を支援できる弁理士の育成)

- ・知的財産とビジネスの両方の視点に立って中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を支援できる弁理士の育成の強化を図るため、オープン・アンド・クローズ戦略等の標準化や営業秘密としての秘匿化も含めた知的財産の保護・活用について、弁理士向けの研修の一層の充実を促す。(短期)(経済産業省) **【再掲】**

(標準化に係る国際交渉を担う人財等の育成)

- ・国際標準化機関 (ISO/IEC) における専門委員会等の国際会議で国際幹事や議長を担える人財や、国際標準化実務の遂行能力に加え、グローバルに通用する交渉力及びマネジメント力を備えた人財を育成するため、若手標準化人財の研修制度の拡充を検討する。また、標準化をビジネスツールとして戦略的に活用することができる人財を育成するため、管理職、営業職等を対象とした人財育成プログラムを実施するとともに、大学における標準化講座の導入を促進する。

(短期・中期) (経済産業省) 【再掲】

<<国際的なコンテンツ人財の育成・活用>>

(国際的なコンテンツ人財の育成・活用)

- ・海外教育機関（フィルムスクール）への留学・インターンシップ等の機会を提供することにより、共同製作等の担い手として国際的に通用するプロデューサー人財の育成を支援する。(短期・中期) (経済産業省) 【再掲】
- ・実演家やアーティストについて、国際的に通用する人財として育成するために、海外に派遣し、研修する機会を引き続き提供する。(短期・中期) (文部科学省) 【再掲】
- ・クールジャパン機構が出資する事業等を通じて、現地における日本コンテンツの海外展開を支える人財育成プラットフォームを構築する。(短期・中期) (経済産業省) 【再掲】
- ・SNS 等を通じた日本コンテンツの発信を強化するため、留学生を含む海外の日本コンテンツファン等と協同したマーケティングやプロモーション事業（留学生アンバサダー事業）について、対象人数やプロモーション回数を拡大して実施する。(短期・中期) (経済産業省) 【再掲】

<<コンテンツ産業の基盤となる人財の育成>>

(アーカイブ関連人財の育成等)

- ・これまでのアーカイブ構築を通じて得られたノウハウや成果物を活用しつつ、アーカイブの構築をけん引する人財や利活用をサポートする人財等の育成を支援するため、美術館・博物館、大学・研究機関、民間施設の関係者に対し、アーカイブの必要性やアーカイブ人財の重要性の認識を広めるためのシンポジウム開催等の取組を実施する。(短期・中期) (国立国会図書館、文部科学省、総務省) 【再掲】
- ・デジタルアーカイブに関連する大学における司書や学芸員養成課程等において、省令改正により、2012年度からデジタルアーカイブ関係の内容を含む科目が新設されたことを踏まえ、デジタルアーカイブに関する専門的知識を有する人財の育成がより充実されるよう促していく。(短期・中期) (文部科学省) 【再掲】

(若手クリエイターの育成・発表機会の提供)

- ・アニメーション分野における若手クリエイター育成のため、若手アニメーターを起用した制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品の制作を通じ、OJTによる育成を支援するとともに、制作作品による上映会等の発表機会の提供を引き続き実施する。(短期・中期) (文部科学省)
- ・マンガ、アニメーション、ゲーム等のメディア芸術分野のクリエイターの育成

- のため、「メディア芸術祭」等での優れた作品の顕彰、海外メディア芸術祭でのメディア芸術祭受賞作品等の展示支援等を行う。(短期・中期)(文部科学省)
- ・アニメーション、マンガ、ゲーム・CG分野など成長分野等における中核的専門人財等を養成するため、専修学校、大学等と産業界が連携して開発した標準モデルカリキュラム等を基に実証講座を通じ短期プログラムの開発を行うなど、企業・業界団体等のニーズに対応した人財育成を推進する。(短期・中期)(文部科学省)

(コンテンツ制作現場の環境の改善・取引の適正化)

- ・コンテンツ制作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備し、取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用するとともに、クリエイター等の就労環境の改善・向上の重要性にもかんがみ、取引適正化のため、クリエイター等の携わる製作取引適正化に関するガイドラインの普及啓発を進める。(短期・中期)(公正取引委員会、総務省、経済産業省)

<<知財教育・知財啓発の推進>>

(大学等における知財教育の推進)

- ・大学等の理・工・法・経済・芸術学部などの将来の知財人財を育成する学部・学科等において、例えば知的財産に関する科目の必修化を採用する大学での取組等の事例を参考にしつつ、知的財産に関する科目の開設等の自主的な取組を進めていくことを促す。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

(知財教育の推進)

- ・青少年の知財に対する意識と知識を向上させ、知財人財の裾野拡大につなげるべく、小中高等学校において、知的財産に関する教育の推進を図る。(短期・中期)(文部科学省)

(国民に対する啓発活動の着実な推進)

- ・模倣品・海賊版に対する国民の知識と容易に購入しないという意識の向上のため、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期・中期)(財務省、警察庁、経済産業省、文部科学省、農林水産省、消費者庁)【再掲】

<<知財人財育成の横断的な検証・検討>>

(知財人財育成戦略の見直し)

- ・「知的財産人材育成総合戦略」における様々な主体による知財人財育成の取組を横断的に検証し、今後求められる知財人財像とその育成の在り方について検討する。(短期・中期)(内閣官房、関係府省)